

令和 5 年度

介護保険施設等整備事業者募集要項

(参考資料編)

・ 第 8 期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画（抜すい）	P 1
・ 圏域別のサービス事業所設置状況（令和 5 年 4 月 1 日現在）	P 6
・ 地域包括ケアシステムについて	P 7
・ 介護施設等における木材利用促進について	P 8
・ 「都市計画法」及び「宅地造成等規制法」における事前相談について	P 9
・ 認知症介護実践者等養成研修事業	P 15
・ 福祉貸付事業 融資のごあんない	P 19
・ 鹿児島市指定避難所一覧	P 43
・ 都市計画等に関する各種区域等の確認について（かごしま i マップ）	P 51
・ 鹿児島市制限付き一般競争入札実施要綱	P 52

第1章 日常生活圏域の設定

1 日常生活圏域の考え方

日常生活圏域については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、各市町村の高齢化のピーク時までには目指すべき地域包括ケアシステムを構築することを念頭において定めることとされています。

本市では、総合計画において、地理的条件、交通、都市機能の集積、土地利用状況、日常生活上の交流範囲等の諸条件を踏まえた地域・地区が設定されており、この設定された地域・地区と日常生活圏域の考え方は概ね一致するものと考えられます。

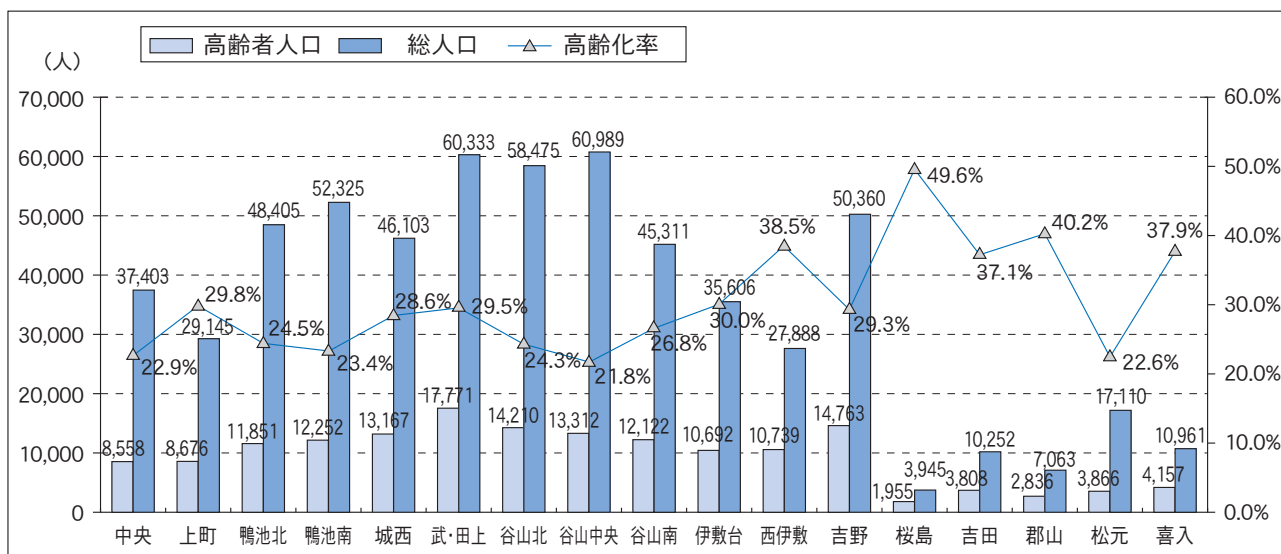
また、総合計画の地域・地区を参考にするとともに、高齢者人口や面積、地区民生委員・児童委員協議会の地区割り等を考慮して、圏域を設定します。

2 日常生活圏域ごとの現状

(1) 圏域別の人口及び高齢化率

圏域別の総人口は、谷山中央圏域が60,989人と最も多く、次いで武・田上圏域が60,333人となっています。高齢者人口では、武・田上圏域が17,771人と最も多く、次いで吉野圏域が14,763人となっています。

また、総人口に占める高齢者数の割合である高齢化率は、30%以上の圏域が6圏域あり、桜島圏域が49.6%と最も高くなっています。

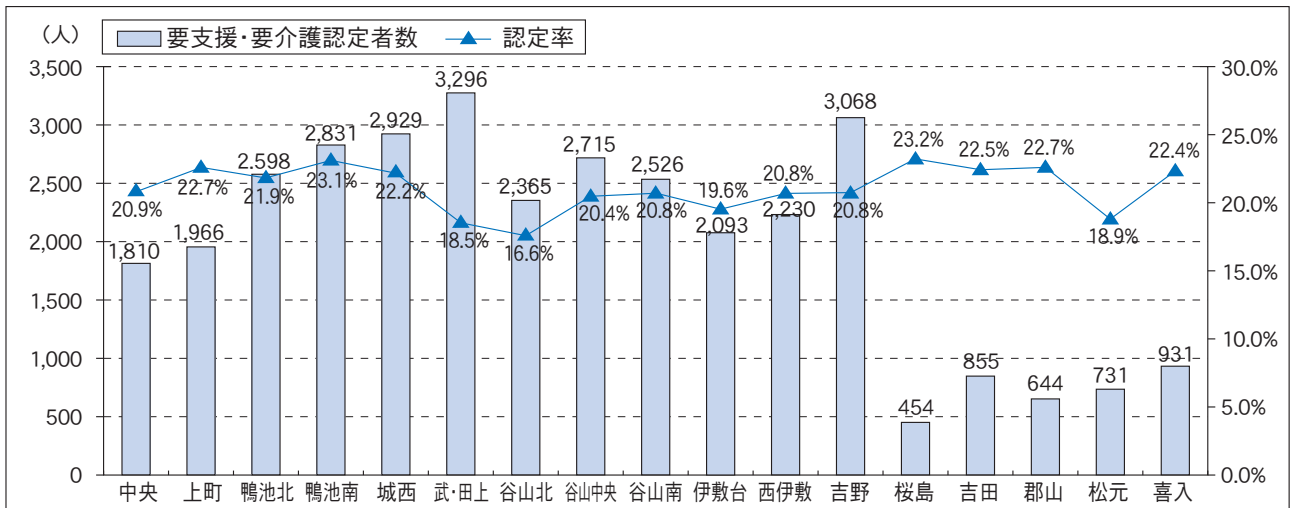


(注) 住民基本台帳（令和2年10月1日現在）

(2) 圏域別の要支援・要介護認定者数と認定率

圏域別の要支援・要介護認定者数は、武・田上圏域が3,296人と最も多く、次いで吉野圏域が3,068人となっています。

また、高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合である認定率は、桜島圏域が23.2%と最も高く、次いで鴨池南圏域が23.1%となっています。



(注) 令和2年9月末現在 (認定者数には住所地特例対象施設入所者は含まない)

3 圏域別のサービス事業所及び地域包括支援センター設置状況

(1) 地域密着型サービス事業所及び地域包括支援センター (単位：か所)

	(1) 中央	(2) 上町	(3) 鴨池北	(4) 鴨池南	(5) 城西	(6) 武・田上	(7) 谷山北	(8) 谷山中央	(9) 谷山南	(10) 伊敷台	(11) 西伊敷	(12) 吉野	(13) 桜島	(14) 吉田	(15) 郡山	(16) 松元	(17) 喜入	計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	1			2		2	1		2	1		1			1	13
夜間対応型訪問介護						1												1
認知症対応型通所介護		1	3	2	4	1	2	3		3	2	1		1	1			24
小規模多機能型居宅介護		1	2	1	2	2	2	6	1	1	2	3		1	2	3	1	30
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	6	5	10	10	6	9	10	12	11	10	3	14	1	6	5	4	3	125
地域密着型特定施設入居者生活介護			1				1	1										3
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (小規模特養)		1				1					1	2		1			1	7
看護小規模多機能型居宅介護	1	2	1	1		1					1	1						8
地域密着型通所介護	14	10	14	13	12	10	21	20	22	7	14	12		3	3	3	2	180
地域包括支援センター	1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	20
計	23	22	33	28	26	28	38	45	36	22	26	36	2	14	12	11	9	411

(注) 令和2年10月1日現在

(2) 介護サービス施設

(単位：か所)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 ・ 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1	2	2	2	1	4	6	3	7	2	4	6	1	1	1	1	2	46
介護老人保健施設（老人保健施設）	1	2	1	1	3	2	1	3		1		3		1			1	20
介護医療院	1							1			1		1	1				5
介護療養型医療施設（介護療養病床）					1	1		1			1							4
計	3	4	3	3	5	7	7	8	7	3	6	9	2	3	1	1	3	75

(注) 令和2年10月1日現在

(3) 在宅サービス事業所

(単位：か所)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 ・ 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
訪問介護（ホームヘルプ）	9	9	18	9	16	11	14	15	9	8	11	9	2	4	4	4	5	157
訪問入浴介護	1	1	1				2	2	1		1	1						10
訪問看護	5	4	13	8	10	6	2	11		2	6	7	1	2	1		2	80
訪問リハビリテーション	1			1		1	1	1				1						7
通所介護（デイサービス）	5	8	7	7	4	7	9	8	8	7	6	12	1	5	2	3	4	103
通所リハビリテーション（デイケア）	1	1		1			1	2			1							7
短期入所生活介護（ショートステイ）	1	2	2	2	1	3	6	4	6	2	6	6	1	1	1	1	5	50
短期入所療養介護（ショートステイ）								1									1	2
特定施設入居者生活介護		1	5			1	3		3	2		1				1		17
福祉用具貸与	2	1	1	4	2	5	4	8	5	2	2	4		2		1	1	44
特定福祉用具販売	3	1	1	3	2	5	4	8	5	2	1	4		2		1	1	43
居宅介護支援	13	18	21	16	13	12	9	14	11	12	13	12	2	5	4	4	6	185
計	41	46	69	51	48	51	55	74	48	37	47	57	7	21	12	15	26	705

(注) 1 令和2年10月1日現在

2 みなし指定を除く

(4) 介護予防・生活支援サービス事業所

(単位：か所)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 ・ 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
予防型訪問介護	8	8	15	8	13	10	11	14	6	8	10	8	2	2	3	4	3	133
生活支援型訪問介護	2	4	9	3	1	4	5	5	1	3	5	2		1	1		1	47
予防型通所介護	19	18	19	17	14	15	22	24	25	12	17	19	1	7	5	5	6	245
ミニデイ型通所介護	1	1	3	1	2	2	2	2	2	2	5	4		3	1			31
運動型通所介護	3		2		1	2	1	3	3	3	2	3		1		2	2	28
計	33	31	48	29	31	33	41	48	37	28	39	36	3	14	10	11	12	484

(注) 令和2年10月1日現在

4 圏域別の有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況

(1) 施設数

(単位：か所)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 ・ 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
有料老人ホーム	7	8	13	8	4	5	19	19	20	8	7	15	0	5	4	8	9	159
特定施設		1	5				3		2	2						1		14
特定施設以外	7	7	11	8	4	5	17	19	20	6	7	15		5	4	7	9	151
サービス付き高齢者向け住宅	12	1	3	3	5	3	0	3	1	1	4	6	0	0	0	1	1	44
特定施設			1			1												2
特定施設以外	12	1	2	3	5	2		3	1	1	4	6				1	1	42
計	19	9	16	11	9	8	19	22	21	9	11	21	0	5	4	9	10	203

(注) 1 令和2年10月1日現在

2 特定施設は、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）の指定を受けたもの。

3 混合型特定施設は特定施設及び特定施設以外それぞれに重複計上しているため、有料老人ホームの合計とは一致しない。

(2) 定員数

(単位：か所)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 ・ 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
有料老人ホーム	195	216	619	233	70	103	412	453	372	105	285	470	0	87	70	171	189	4,050
特定施設		34	197				63		66	34						54		448
特定施設以外	195	182	422	233	70	103	349	453	306	71	285	470		87	70	117	189	3,602
サービス付き高齢者向け住宅	365	27	68	67	116	99	0	112	36	41	106	96	0	0	0	20	27	1,180
特定施設			20			30												50
特定施設以外	365	27	48	67	116	69		112	36	41	106	96				20	27	1,130
計	560	243	687	300	186	202	412	565	408	146	391	566	0	87	70	191	216	5,230

(注) 1 令和2年10月1日現在

2 特定施設は、特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）の指定を受けたもの。

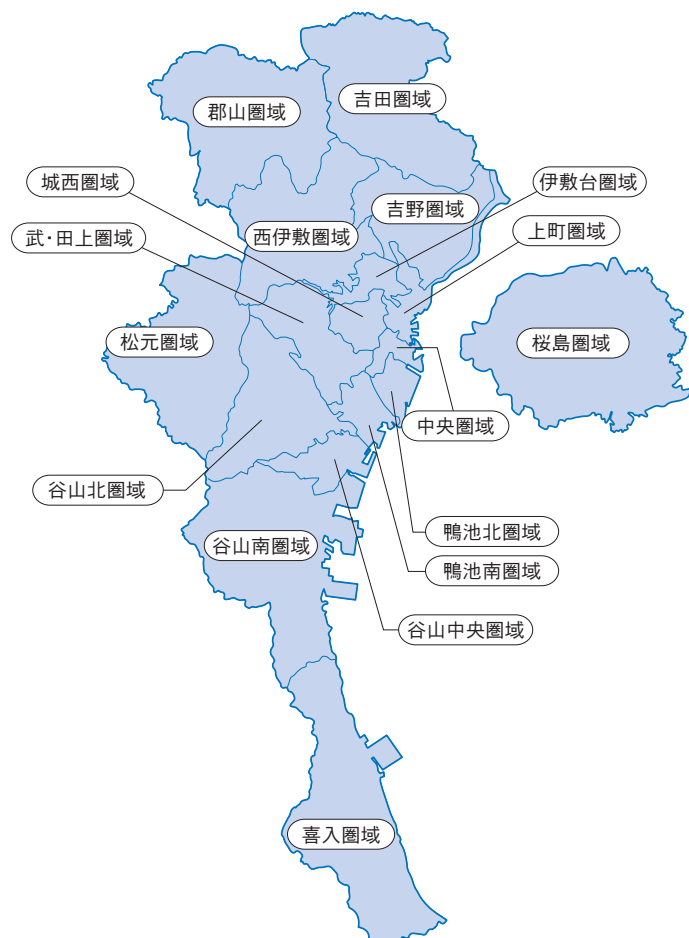
第2章 第8期計画における日常生活圏域

第7期計画では、17の日常生活圏域毎に設置した地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、地域密着型サービス事業所等の整備を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制を整え、各種取組を推進してきました。

各圏域においては、地域包括支援センターが中心となり、地域ケア会議等を開催し、地域の現状や課題を把握するとともに、関係機関との情報共有や地域ネットワークの構築等を行っています。

今後も、令和7（2025）年を目指した地域包括ケアシステムの整備、さらに現役世代が急減する令和22（2040）年の双方を見据え、これまで各圏域で行ってきた取組を、より一層推進していく必要があることから、第8期計画においても、引き続き17の日常生活圏域を設定し、各圏域の実情に応じた各種取組を推進します。

【第8期計画における日常生活圏域図】



(注) 地域包括支援センターは平成25年4月1日から愛称「長寿あんしん相談センター」を使用しています。

圏域別のサービス事業所設置状況（令和5年4月1日現在）

(1) 事業所数

(単位：か所)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 ・ 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ※地域密着型含む	1	5	2	2	1	5	6	3	7	2	5	7	1	2	1	1	3	54
認知症対応型通所介護		1	3	2	4	1	2	2		2	2	1		1	1			22
小規模多機能型居宅介護			2	1	2	2	2	6	1	1	2	3		1	2	3	1	29
看護小規模多機能型居宅介護	1	2	2	1		1	1				1	1					1	11
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	6	5	10	11	7	9	11	13	12	9	3	14	1	6	5	4	3	129
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	1	1	2			2		1	2		2	1					1	13
特定施設入居者生活介護 ※地域密着型含む		1	7			1	3	1	1	2		1				1	1	19
計	9	15	28	17	14	21	25	26	23	16	15	28	2	10	9	9	10	277

(2) 定員数（施設・居住系サービスのみのみ）

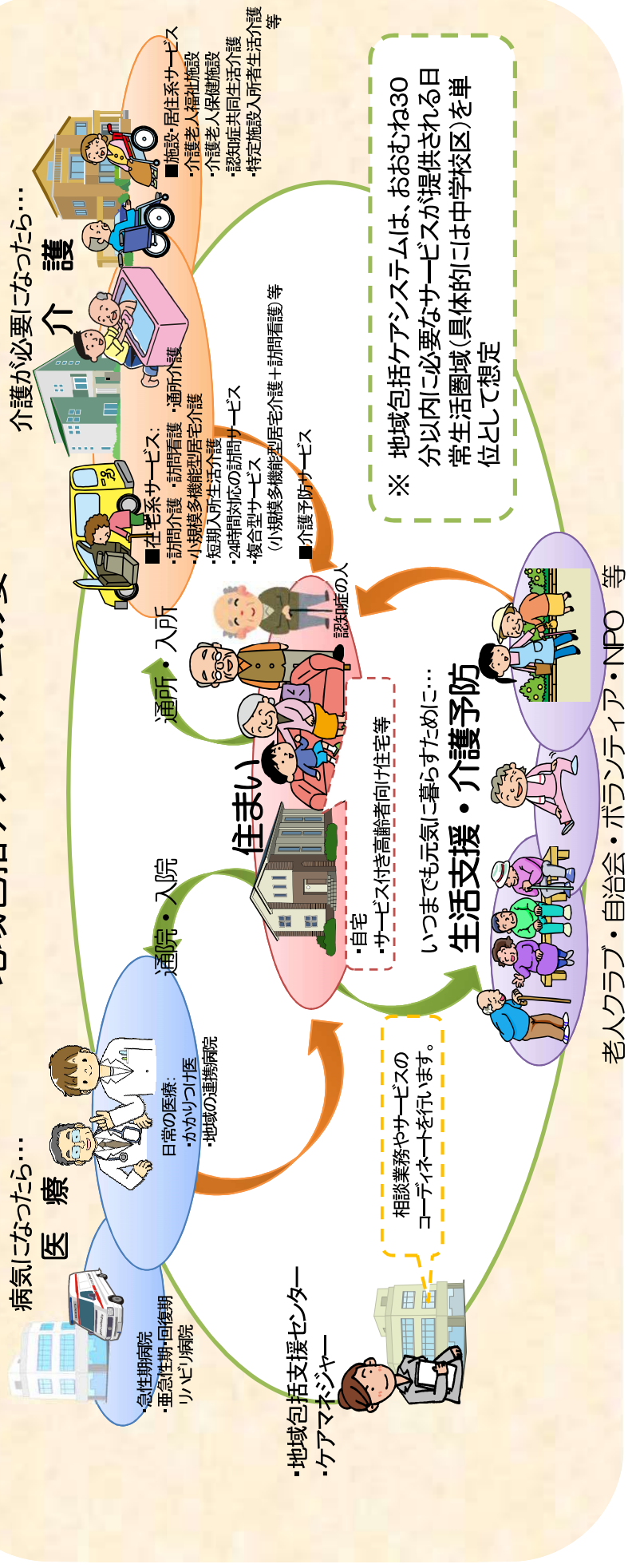
(単位：床)

	(1) 中 央	(2) 上 町	(3) 鴨 池 北	(4) 鴨 池 南	(5) 城 西	(6) 武 ・ 田 上	(7) 谷 山 北	(8) 谷 山 中 央	(9) 谷 山 南	(10) 伊 敷 台	(11) 西 伊 敷	(12) 吉 野	(13) 桜 島	(14) 吉 田	(15) 郡 山	(16) 松 元	(17) 喜 入	計
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) ※地域密着型含む	77	247	120	140	40	265	378	155	450	125	290	288	50	84	70	50	118	2,947
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	90	81	162	180	114	144	189	215	198	153	54	234	18	98	81	72	36	2,119
特定施設入居者生活介護 ※地域密着型含む		34	247			30	94	29	60	34		50				54	27	659
計	167	362	529	320	154	439	661	399	708	312	344	572	68	182	151	176	181	5,725

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目的に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要**です。

地域包括ケアシステムの姿



鹿児島県公共建築物等木材利用促進方針の概要

1 策定に当たっての基本的考え方

- ・本県においては、平成13年度に「木材利用庁内推進会議」を設置し、「公共施設等木材利用推進方針」を定め、木材利用を全庁的に推進しているところ
- ・国の基本方針及び当該方針を踏まえて策定

◎「公共施設等木材利用推進方針」の概要

1 趣旨

県が整備する公共施設などにおける木材利用を積極的に推進

2 基本方針

- ① 県が整備する公共施設等については、可能な限り木造化・木質化を推進
- ② 県が実施する公共土木事業については、可能な限り間伐材など木材の利用を推進
- ③ 庁内備品の整備にあたっては、木製品の導入を可能な限り推進

3 推進体制

庁内に「木材利用庁内推進会議」を設置(会長:副知事, 委員:部局長)

4 推進方法

関係各課, 推進部会及び推進会議の役割の明確化

2 方針の概要

第1 公共建築物における木材利用の促進の意義及び基本的方向

- 本県では、人工林が着実に充実してきており、この資源を積極的に活用することは、林業・木材産業の振興はもとより、地域の森林の整備や地球温暖化の防止等に貢献。
- 公共建築物へ木材利用を促進することで、住宅など一般建築物への木材の利用拡大といった波及効果が期待。
- このため、県は市町村、関係者と連携し公共建築物への木材利用を促進。
- 木材利用に当たっては、とりわけ地域材を利用することが地域経済の活性化につながることからかごしま材の利用を促進。

第2 公共建築物における木材利用の促進のための施策に関する基本的事項

- 法令で耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物において木造化を促進するとともに、木造化が困難な場合でも内装等の木質化を促進。
- 市町村や関係団体等と連携を図り、木材の安定的な供給体制の整備や木材の良さ、木材利用の意義等について県民へ普及を推進。

第3 県が整備する公共建築物等における木材利用の目標等

- 低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を推進。
- 内装等の木質化、木製備品の導入、公共土木事業における木材利用を推進。
- 県が補助する公共建築物等においても可能な限り木材が利用されるよう事業主体に要請。

第4 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

- 需要者ニーズに対応した木材を低コストで安定的に供給するため、林業事業者や木材加工業者等と連携し、路網整備や機械化等による林業生産性の向上や木材の流通・加工体制の整備を促進。

第5 その他公共建築物等における木材利用の促進に関し必要な事項

- 庁内に「木材利用庁内推進会議」を設置し、全庁的に木材利用を推進。

「都市計画法」及び「宅地造成等規制法」における事前相談について

老人福祉施設等整備に関する協議書を提出される方は、「都市計画法」及び「宅地造成等規制法」による許可の立地基準や技術基準について、事前に検討する必要があります。

下記の期日までに土地利用調整課に必要書類を添えて、別紙③の「開発宅造・建築相談書」を提出の上ご相談ください。

下記の期日以降のご相談については、長寿あんしん課への協議書の提出締切日までに回答できませんので十分留意してください。

記

1 土地利用調整課への事前相談締切日

(1) 一次募集

令和5年 6月 9日（金）

(2) 二次募集

令和5年10月20日（金）

2 関係書類

- ① 都市計画法第34条第1号審査基準
- ② 開発審査会提案基準第8号（医療施設、社会福祉施設等）
- ③ 開発宅造・建築相談書

土地利用調整課審査係 TEL：216-1383
FAX：216-1385

都市計画法第 34 条第 1 号審査基準

市街化調整区域に居住する者の利用に供する公益上必要な建築物又は
日常生活のために必要な物品の販売店舗等

(本号の趣旨)

- (1) 市街化調整区域といえども、そこに居住している者の利用する公共公益施設（学校、社会福祉施設、医療施設等）や日常の生活のために必要な物品の販売、加工、修理等の業務を営む小規模な店舗等は、当該地域住民が健全な日常生活を営む上で容認すべき必要性があるため許可の対象としたものである。
- (2) 主たるサービスの対象が当該開発区域の周辺の市街化調整区域に居住する者であること。従って著しく規模の大きい公共公益施設、店舗等は認められない。
- (3) これらの店舗等については、法第 29 条第 1 号（令第 22 条第 6 号）に該当するものは許可不要のものもある。

【審査基準】

1 公共公益施設

【建築物の用途】

- (1) 公共公益施設は次に掲げるもので、申請者自ら業を営み、主として計画地周辺の市街化調整区域内の住民の利用の見込みがあり、関係法令に適合したものであること。（事業計画書等により確認）

学 校 幼稚園、小学校、中学校

- 社会福祉施設
- ① 保育所
 - ② 通所施設
(周辺の居住者が利用する小規模なデイサービス等)
 - ③ 入所施設
(周辺の居住者、その家族及び親族が利用する小規模多機能施設等)

医療施設等 診療所、助産所

【敷地の位置】

- (2) 申請地は、指定既存集落内にあること。

【敷地の形態等】

- (3) 当該開発行為に係る敷地の形態等については次の基準を満足すること。
 - ① 当該敷地から基準を満たす交差点までの区間の幅員が 6 m 以上である道路に接していること。ただし、事業計画等を勘案し、交通安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
※基準を満たす交差点とは、交通分散の図れるもので、次に掲げる要件を満たす道路（当該敷地が接する道路を除く。）が 2 以上接続している交差点とする。
 - 1) 国道・県道・市道又は公共団体が管理する農道・河川管理用通路等であること。
 - 2) 交差点から 35 m までの区間の幅員が 4 m 以上確保されていること。
 - 3) 行き止まり道路でないこと。
 - ② 道路に敷地境界線の全長の 6 分の 1 以上が接していること。ただし、国道、県道又は

幅員 8メートル以上の市道に接する敷地において、交通安全上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- ③ 農用地区域外で農地法（昭和 27 年法律第 229 号）の規定による農地転用許可を受ける見込みがあること。

【敷地の規模】

- (4) 社会福祉施設のうち保育所（(1)-①）の敷地面積は、原則として 2,000 m²以下、通所施設（(1)-②）又は入所施設（(1)-③）の敷地面積は、原則として 1,000 m²以下であること。その他の用途の建築物の敷地面積は、位置や利用状況を勘案して適切な規模と認められるものであること。

【建築物の規模】

- (5) 予定建築物の最高高さは、10 m以下とすること。ただし、学校のうち市長がやむを得ないと認めるものについては、この限りでない。

2 物品の販売店舗等 （省略）

3 その他の留意事項

- (1) 事業計画書等により、位置、規模等が本号の趣旨に適合した内容であることを示すこと。
- (2) 公共公益施設又は物品の販売店舗等の開業に際し、所管する行政の許認可又は法令による資格免許あるいは営業許可等を必要とする場合には、申請者がその許認可又は資格免許等を取得しているか又は取得する見込みがあること。ただし、物品の販売店舗等において、申請者と有資格者とが共同で経営する場合又はこれに準ずる場合等有資格者が経営上継続的に運営に参加することが確実である場合には、この限りでない。
- (3) （省略）
- (4) （省略）

開発審査会 提案基準 第 8 号

医療施設、社会福祉施設等に係る「法第34条第14号」又は「令第36条第1項第3号ホ」の運用については、次に掲げる要件を満たすと認められる場合に提案するものとする。

- 1 当該施設は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所又は同法第2条第1項に規定する助産所であること。
 - イ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業の用に供する施設又は更生保護事業法（平成7年法律第86号）第2条第1項に規定する更生保護事業の用に供する施設であること。
 - ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームで、その権利関係は、利用権方式又は賃貸方式のものであり、かつ、関係部局と連絡調整の上、安定的な経営確保が図られていることが確実と判断されるものであること。
 - エ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護老人保健施設であること。
- 2 当該施設の設置及び運営が、国が定める基準に適合するもので、当該地域振興に寄与するものであり、その位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、当該開発区域を含む医療又は福祉施策及び都市計画上の観点から支障がないことについて、関係部局と調整がとれたもののうち、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 計画地周辺に関する医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要がある場合
 - イ 当該開発区域周辺の優れた自然環境が必要と認められる場合など、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要である場合

開発審査会提案基準取扱い要領 第8号関係

- (1) 基準第1項ウの「有料老人ホーム」は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項の規定により登録されたサービス付き高齢者向け住宅で、介護、食事の提供、家事又は健康管理のサービスが提供されるものを含むものとする。
- (2) 建築物には、鹿児島市宅地開発に関する条例（平成19年条例第23号）第17条に該当する場合を除き、雨水流出抑制施設を設置するとともに、雑排水については、合併処理浄化槽を設置すること。
- (3) 敷地の境界線に沿って樹木等の緩衝帯を設けるなど、周囲の自然環境との調和に配慮した景観形成が図られたものであること。

開発宅造・建築相談書

No.

受付年月日	年 月 日 () 時 分			
相談者 住所・氏名	TEL			
関係者 住所・氏名	TEL			
相談地	※この欄には地名、『地番』及び『地目』を明記してください。		面積	
	鹿児島市		m ²	
	該当	区域区分等	許可を要する規模	
	都市計画区域	市街化区域	1,000m ² ≤	内・外
		市街化調整区域 (指定既存集落 : 内・外)	全 て	内・外
非線引き		3,000m ² ≤	内・外	
都市計画区域外		10,000m ² ≤	内・外	
相談事項	行為の目的： 【社会福祉法第2条】			
	施設種別：	<input type="checkbox"/> 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等） <input type="checkbox"/> 認知症対応型通所介護 [第 項第 号] <input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 [第 項第 号] <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護 [第 項第 号] <input type="checkbox"/> 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） [第 項第 号] <input type="checkbox"/> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
	定員：	① <input type="checkbox"/> 創設 [] 名 ② <input type="checkbox"/> 増床 現在 [] 名+増員 [] =計 [] 名		
	延べ面積：	① <input type="checkbox"/> 創設 [] m ² ② <input type="checkbox"/> 増床 現在 [] m ² +増築 [] =計 [] m ²		
	行為の規模：	造成面積 [] m ²	最大切土高 [] m	最大盛土高 [] m
	〔添付資料〕※市街化調整区域の場合 ・当該土地に立地することがやむを得ないと認められる理由書 ・基準に適合する旨が確認できる事業計画書（地域振興への寄与、具体的な連携・運用等） ・既存施設一覧（施設名、所在地、定員、延べ面積など） ・下記の※6、※7 等			
	留意事項（必ず読んでください。） ① 事前相談に対する回答は、現時点での回答であり、今後基準の見直しにより、回答内容に変更が生じる場合もあるので、早急に申請等の手続きを行わない場合は、再度相談を行うようにしてください。 ② 事前相談に対する回答の有効期限は、最大でも概ね6ヶ月程度としますので、相談後、期間が経過した場合は、再度相談を行うようにしてください。			

- ※1 相談者の欄：当課へ来課された方の住所、氏名及び連絡先を記入
- ※2 関係者の欄：相談地の所有者、造成主等の住所、氏名及び連絡先を記入
- ※3 相談地の欄：地名、地番及び地目を記入（複数ある場合は、全て記入）
- ※4 面積の欄：相談地（開発予定地）の実測面積を記入（地目が複数に分かれる場合は、各地目毎に記入）
- ※5 相談事項欄：目的（予定建築物の用途等）、造成行為の規模（切土、盛土の高さ等）等を具体的に記入
- ※6 添付資料：付近見取図（住宅地図等）、写真、字図や登記簿謄本の写し
- ※7 添付図面：平面図、断面図、求積図等
 - 注1) 平面図、断面図は現況と計画が一つの図面で分かるように作成
 - 注2) 平面図には、切土、盛土を行う範囲が分かる線を記入
 - 注3) 断面図は、切土、盛土の高さが最大となる部分は必ず作成
 - 注4) 求積図には、開発予定地全体の求積図と切土、盛土を行う範囲の求積図を作成
 - 注5) その他、図面には『前面道路幅員』や『植栽計画』などを記入
- ※8 相談を行う際は書類を『2部』作成し、1部は提出し、1部は相談者側で保管してください。

(このページは余白です)

認知症介護実践者等養成研修事業

1 目的

介護保険施設等における認知症高齢者介護の実務者及び指導的立場にある者に対し、介護に関する実践的研修を実施することにより、介護保険施設等における中核的役割を担う認知症高齢者介護の専門職員を養成し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実と質の向上を図ることを目的とする。

2 実施方法

県が指定した研修機関（法人）において研修を実施する。

3 事業内容

研修名	研修期間（予定）	内容
(1) 認知症介護実践者研修	令和5年 5月16日（火）～ 5月17日（水） 5月23日（火）～ 5月24日（水） 5月25日（木）～ 6月26日（月） 6月27日（火）	講義・演習 講義・演習 職場実習 講義・演習
	令和5年 9月 5日（火）～ 9月 6日（水） 9月12日（火）～ 9月13日（水） 9月14日（木）～10月23日（月） 10月24日（火）	講義・演習 講義・演習 職場実習 講義・演習
	令和5年12月12日（火）～12月13日（水） 12月19日（火）～12月20日（水） 12月21日（木）～令和6年 2月 5日（月）	講義・演習 講義・演習 職場実習
	令和6年 2月 6日（火）	講義・演習
(2) 認知症介護実践リーダー研修	令和5年 7月 4日（火）～ 7月 7日（金） 7月13日（木） 7月14日（金）～ 8月28日（月） 8月29日（火）	講義・演習 講義・演習 職場実習 講義・演習
(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修	令和5年 6月29日（木）～ 6月30日（金）	講義・演習
	令和6年 2月 8日（木）～ 2月 9日（金）	講義・演習
(4) 認知症対応型サービス事業開設者研修	令和5年11月17日（金）	講義・演習
(5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	令和5年10月26日（木）～10月27日（金）	講義・演習

※日程等は現時点での予定ですので、詳細は研修実施機関にお問い合わせください。

社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 介護実習・普及センター 電話：099-221-6615

4 対象

(1) 認知症介護実践者研修

介護保険施設等の介護職員、グループホーム等の計画作成担当者（グループホーム、小規模多機能型サービス事業所の計画作成担当者及び認知症対応型サービスの管理者に基礎研修として受講義務あり）

(2) 認知症介護実践リーダー研修

地域や介護保険施設等において実践リーダー（介護主任等）の立場にある者等

(3) 認知症対応型サービス事業管理者研修

グループホーム、小規模多機能型サービス事業所及び認知症対応型デイサービス等の管理者（受講義務あり）

(4) 認知症対応型サービス事業開設者研修

グループホーム、小規模多機能型サービス事業所の法人開設者（受講義務あり）

(5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

小規模多機能型サービス事業所の計画作成担当者（受講義務あり）

※対象の選定に関して、受講義務のある地域密着型サービス事業所における受講は市町村の推薦が必要である。

5 受講申込

指定事業所等を運営する法人に、案内を送付しています。

詳細は、鹿児島市ホームページ等をご覧ください。

○ 鹿児島市ホームページ

ホーム > 健康・福祉 > 介護保険 > 事業者関係 > 研修のご案内 > 認知症介護実践者等研修案内
<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/nintisyoukensyu.html>

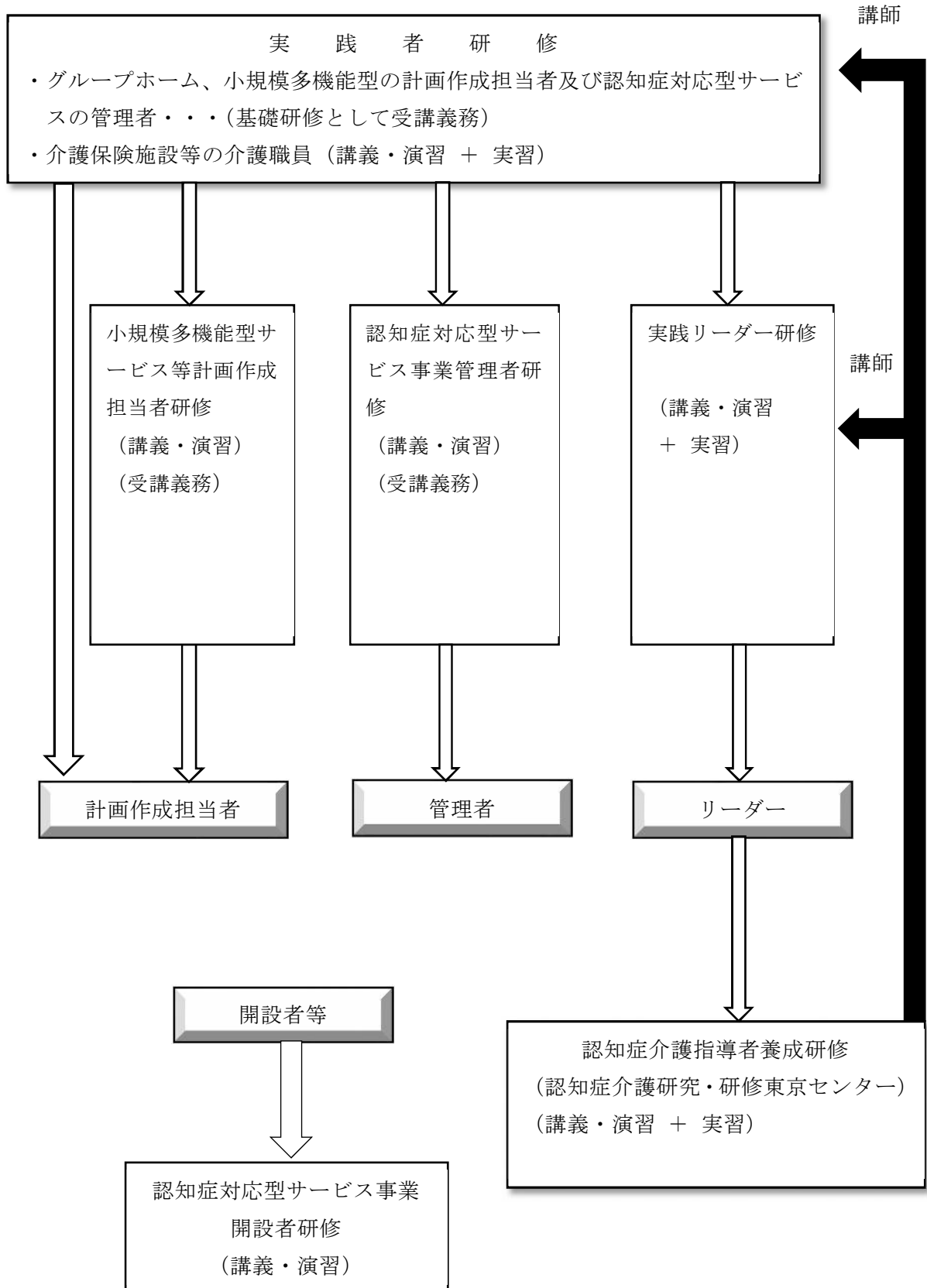
○ 鹿児島県社会福祉協議会

http://www.kaken-shakyo.jp/kaigo/ninchi/r05_ninchi-studyschej.html

地域密着型サービスに係る研修関係

地域密着型サービスに係る研修名称	研修修了の考え方
平成 13 年～16 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「実践者研修」と同等の研修である。 ・当該研修を修了した者で平成 18 年 3 月 31 日に特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホームの管理者として従事していた者は、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了したものとみなされる。 ・「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了したものとみなされる。
基礎課程	
専門課程	
平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・「実践者研修」と同等の研修である。 ・当該研修を修了した者で平成 18 年 3 月 31 日に特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホームの管理者として従事していた者は、「認知症対応型サービス事業管理者研修」を修了したものとみなされる。 ・「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了したものとみなされる。
認知症介護実践者研修	
認知症高齢者グループホーム管理者研修	
認知症介護実践リーダー研修	
平成 18 年度～	<ul style="list-style-type: none"> ・「認知症対応型サービス事業開設者研修」を修了したものとみなされる。
認知症介護実践者研修	
認知症対応型サービス事業管理者研修	
認知症介護実践リーダー研修	
認知症対応型サービス事業開設者研修	
小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	<ul style="list-style-type: none"> ＊指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者 ＊指定小規模多機能型居宅介護事業者の計画作成担当者

認知症介護実践者等研修事業のフロー図



2023年度 福祉貸付事業 融資の ごあんない



地域における民間の社会福祉施設の基盤整備を支援します！



独立行政法人 **福祉医療機構**

<https://www.wam.go.jp/hp>



1 福祉貸付事業の概要

1
福祉貸付
事業の概要

特別養護老人ホーム、保育所や障害のある方を支援する施設などの社会福祉施設を整備する際に、必要となる建築資金等を「長期・固定・低利」でご融資いたします。

また、介護サービス基盤の整備、待機児童解消のための保育所整備、社会福祉施設の耐震化整備、都市部や借地における整備、東日本大震災等に係る被災地の復興のための整備など、様々なニーズに対応する融資メニューを提供し、地域における民間の社会福祉施設の基盤整備を支援いたします。

2
融資の対象

3
融資の流れ

4
融資限度額の
計算方法

5
融資条件

6
融資条件の
優遇措置
一覧表

7
融資条件の
優遇措置

8
定員1人(1施設)
あたりの基準単価
(2023年度)

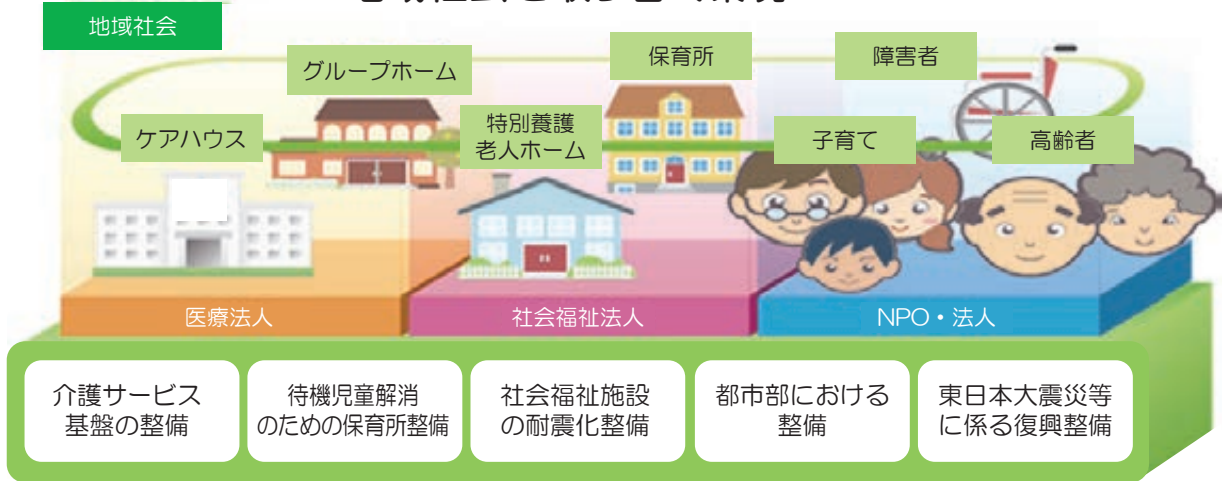
9
協調融資制度

10
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

11
受託金融機関
一覧

12
団体信用生命
保険特約制度

《地域社会を取り巻く環境》



「小回りのきく福祉・医療支援の専門機関」として
地域における民間の社会福祉施設の基盤整備を支援します！

特徴 ① 「長期・固定・低利」の
資金を安定的に供給

特徴 ② 豊富な融資実績に基づき
専門的な相談を実施

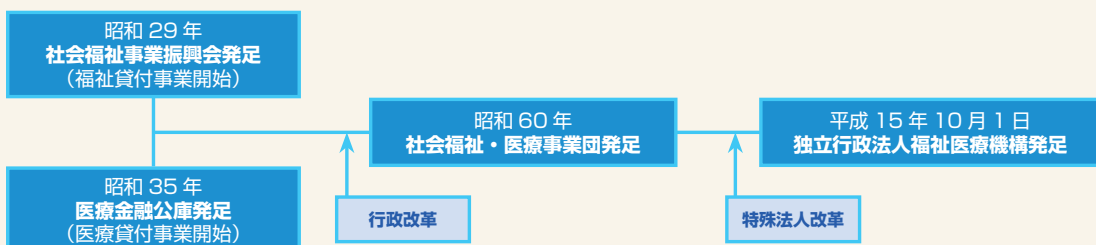
特徴 ③ 国の政策に応じた
優遇融資のメニューを提供

特徴 ④ 融資実行後における
きめ細やかなフォローアップ

概要

- 名称 独立行政法人福祉医療機構（英語表記：WELFARE AND MEDICAL SERVICE AGENCY）
- 所在地 （本部）東京都港区虎ノ門4丁目3番13号（ヒューリック神谷町ビル9階）
（大阪支店）大阪府大阪市中央区南本町3丁目6番14号（イトゥビル3階）
- 設立 平成15年10月1日
- 根拠法 独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）
- 主管省庁 厚生労働省

沿革



2

融資の対象

●主な対象施設・事業について以下のとおりです。詳しくは、当機構までお問い合わせください。

融資の対象施設・事業			融資を受けられる方
高齢者福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ●特別養護老人ホーム ●養護老人ホーム ●ケアハウス ●老人介護支援センター ●小規模多機能型居宅介護事業所 ●老人デイサービスセンター（生活支援ハウスを含む） ●老人短期入所施設 	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模多機能型居宅介護事業所 ●老人デイサービスセンター（生活支援ハウスを含む） ●認知症高齢者グループホーム ●老人短期入所施設 ●看護小規模多機能型居宅介護事業所等 ●認知症高齢者グループホーム ●看護小規模多機能型居宅介護事業所等 	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人 ●医療法人 ●日本赤十字社 ●一般社団法人
	※借入申込金額が 3.5 億円以下の場合は、代理貸付の取扱いとなります。		
児童福祉分野及び母子・父子福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ●保育所 ●障害児通所支援事業 ●幼保連携型認定こども園 	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模保育事業 ●放課後児童健全育成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●法人 ●社会福祉法人 ●学校法人 ●日本赤十字社
	<ul style="list-style-type: none"> ●助産施設 ●乳児院 ●母子生活支援施設 ●障害児相談支援事業 ●児童自立生活援助事業 ●養育支援訪問事業 ●寡婦日常生活支援事業 ●母子・父子福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童養護施設 ●障害児入所施設 ●児童心理治療施設 ●子育て短期支援事業 ●乳児家庭全戸訪問事業 ●小規模住居型児童養育事業 ●婦人保護施設 ●児童自立支援施設 ●児童厚生施設（児童遊園を除く） ●児童家庭支援センター等 ●地域子育て支援拠点事業 ●一時預かり事業 ●母子家庭等日常生活支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人 ●一般社団法人 ●日本赤十字社 ●宗教法
障害者福祉分野	<ul style="list-style-type: none"> ●居宅介護事業所 ●重度訪問介護事業所 ●生活介護事業所 ●自立生活援助事業所 ●地域活動支援センター ●特定相談支援事業 ●同行援護事業所 ●障害者支援施設 ●身体障害者福祉センター ●補装具製作施設 ●身体障害者生活訓練等事業 ●手話通訳事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●短期入所事業所 ●重度障害者等包括支援事業所 ●共同生活援助事業所 ●就労定着支援事業所 ●一般相談支援事業 ●行動援護事業所 ●盲導犬訓練施設 ●視聴覚障害者情報提供施設 ●介助犬訓練事業 ●聴導犬訓練事業 ●自立訓練事業所 ●就労移行支援事業所 ●就労継続支援事業所 ●福祉ホーム ●移動支援事業 	<ul style="list-style-type: none"> ●法人 ●社会福祉法人 ●医療法人 ●社会福祉法人 ●医療法人 ●社会福祉法人 ●一般社団法人 ●社会福祉法人 ●日本赤十字社
	<ul style="list-style-type: none"> ●救護施設 ●宿所提供施設 ●社会事業授産施設 ●更生保護事業 ●日常生活支援住居施設 	<ul style="list-style-type: none"> ●授産施設 ●更生施設 	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●更生保護法人 ●社会福祉法人 ●医療法人 ●一般社団法人 ●労働者協同組合
生活保護・その他の分野	<ul style="list-style-type: none"> ●特定有料老人ホーム（老人福祉法第 29 条に規定する有料老人ホーム※であって以下のいずれにも該当するもの） ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、病院、介護医療院、介護老人保健施設に隣接した場所に設置するもの。 ・入居定員が 50 人未満のもの。 ・利用料が比較的低廉であり、かつ、入居者からは原則として利用料以外の金品を徴収しないもの。 ※高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項の登録を受けるサービス付き高齢者向け住宅を含む。 ●認可外保育施設（補助金・交付金の交付決定により認可を得る見込みがあるもの） ●企業主導型保育事業（企業主導型保育事業費補助金実施要項に基づき設置される事業所内保育所） ※当機構の融資の対象施設・事業で働く人のために設置するもの。 		<ul style="list-style-type: none"> ●法人 ●社会福祉法人 ●医療法人 ●一般社団法人 ●日本赤十字社 ●NPO 法人 ●労働者協同組合
			<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人 ●日本赤十字社 ●一般社団法人

1
福祉貸付
事業の概要

2
融資の対象

3
融資の流れ

4
融資限度額の
計算方法

5
融資条件

6
融資条件の
優遇措置
一覧表

7
融資条件の
優遇措置

8
定員1人(1施設)
あたりの基準単価
(2023年度)

9
協調融資制度

10
協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

11
受託金融機関
一覧

12
団体信用生命
保険特約制度

3 融資の流れ



借入申込受理の手続きが完了する前に、今次計画に係る工事請負契約及び土地建物の売買契約又は工事着工を行った場合は、原則、融資の対象外となりますのでご注意ください。

当機構がお客さまに提供するサービスの透明性を高めるため、また、質の高い福祉・介護サービス基盤の整備を進めるために、融資相談から事業完了までについて、当機構において定めた「融資のポイント（ガイドライン）」に基づき、手続きを進めさせていただきます。

なお、「**融資のポイント（ガイドライン）**」は、当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）に掲載しています。

当機構は融資相談等お客様とのコミュニケーションを重視しています。初めてのお申込みや今後法人を設立する等の場合は、融資相談や審査に時間をいただく場合がありますので、十分な余裕を持ってご相談・お申込みください。

融資相談

- 借入をご検討されている場合、まずは、お気軽に次の融資の相談窓口までお電話ください。

施設の開設地が東日本のお客さま	施設の開設地が西日本のお客さま	NPO法人のお客さま
福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係 TEL (03) 3438-9298	大阪支店 福祉審査課 融資相談係 TEL (06) 6252-0216	NPOリソースセンター NPO支援課 TEL (03) 3438-4756

- 融資相談にあたっては、主に以下の書類をご用意ください。

- ①「融資相談票」（整備計画、資金計画）
※融資相談票は当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）からダウンロードできます。
- ②決算書（直近2か年分）
- ③残高試算表（前期決算日から半年以上経過した時点での相談のみ）
- ④収入支出償還計画表（開設後の収支予想）
- ⑤計画敷地の公図・住宅地図・全部事項証明書（登記簿謄本のコピー）
- ⑥計画建物の配置図・平面図
- ⑦（法人新設の場合）役員一覧、母体法人がある場合はその概要がわかる資料
- ⑧並行して別計画がある場合は関係資料
- ⑨法人のパンフレット等

借入申込

- 借入申込書に施設を管轄する都道府県市等からの意見書などを添付のうえお申込みください。

なお、借入申込書一式は、今次計画に係る工事請負契約（入札が必要な場合には入札執行日）及び土地・建物の売買契約の締結の1か月前を目安にご提出ください。

※借入申込書等の提出書類の様式は当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）からダウンロードできます。

借入申込受理

- 借入申込受理手続き完了後、「借入申込受理票」をご郵送いたします。
- 事前に融資相談を行っていない場合や償還・担保などに著しい問題が見受けられた場合などは、借入申込受理までにお時間をいただく場合があります。
- 借入申込受理の段階では融資の可否は確定していません。
- 「借入申込受理票」がお手元に届くまでは、今次計画に係る工事請負契約（請書）、設備備品費に係る購入契約及び土地建物の売買契約の締結（締結前の着手金等の支払いを含む）又は工事着工をしないようお願いします。なお、設計・監理に係る業務委託契約の締結（支払いを含む）についてはこの限りではありません。
- 工事請負業者等への支払いは、必ず振り込みにより行ってください。現金による支払いは、原則、融資の対象外となりますのでご注意ください。

融資審査

- 借入申込受理から融資審査を了するまで、1か月程度の審査期間をいただいておりますが、状況によっては更にお時間をいただく場合があります。
- 融資審査の結果につきましては、書面（郵送）にてお知らせいたします。
- 融資審査の結果、一定の融資条件が付される場合や借入額の減額、あるいはご融資をお断りする場合があります。
- 融資審査で承認した場合であっても、貸付内定の取消要件に該当した場合は内定を取り消すことがあります。

貸付契約 資金交付

- お客さまが資金を必要とする時期に合わせて、貸付契約の締結、抵当権の設定手続きなどを行います。なお、貸付契約の締結や抵当権の設定手続きなどに、3か月程度の期間が必要となります。
- 原則、抵当権設定後の資金交付となります。また、融資条件や抵当権設定手続きの状況などにより、ご希望の時期に資金を交付できない場合があります。民間金融機関からのつなぎ資金のご活用もご検討ください。

完成報告

- 融資対象事業完成後、速やかに（概ね3か月以内）「事業完成報告書」をご提出していただきます。

● 代理貸付

代理貸付の対象となる融資のお手続きにつきましては、当機構の代理店（受託金融機関（P21参照））が窓口となります。

- 直接貸付とは融資の対象（P2参照）及び貸付条件（償還方法（P7参照））が異なりますので、ご注意ください。
- 代理貸付の場合は受託金融機関を介して手続きを行うため、融資審査等にお時間をいただく場合がありますので、予めご了承ください。

● 病院等医療関連施設に対する融資（医療貸付）

病院等医療関連施設に対する融資については、別途「2023年度 医療貸付事業 融資のご案内」をご用意しています。

顧客情報の取扱いについて

独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付事業において、ご提供いただく顧客情報は、下記の目的のために利用いたします。

- 1 ご本人さま確認のため
- 2 ご融資に関する判断及びご融資後の管理のため
- 3 郵送等による機構が提供するサービスのご案内
- 4 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究や開発のため
- 5 （特約火災保険に加入をご希望・ご検討の方のみ）
機構の特約火災保険制度に係る事務手続きのためと機構と取扱代理店及び引受幹事保険会社との間における情報交換のため
- 6 （団体信用生命保険に加入をご希望・ご検討の方のみ）
団体信用生命保険に係る事務手続きのためと機構と保険契約者及び引受保険会社との間における情報交換のため
- 7 事務又は事業の遂行に必要な限度で顧客情報を内部で利用する場合
 - ※1 顧客情報のほか、融資業務において知り得たお客さまの情報についても、上記と同様の目的・使途で利用させていただきます。
 - ※2 業務上知り得たお客さまに関する情報は定められた場所に保管するとともに、当該情報が不要になった場合には、当該保有顧客情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行っています。

詳細は、当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）「顧客情報の取扱いについて」をご覧ください。

経営サポート事業のご案内

社会福祉施設や医療関係施設は私たちが安心して健康に暮らすために必要な基盤です。当機構ではご融資を通じて得られた豊富なデータや国の政策と密接に連携している強みを生かし、社会福祉法人制度の改革や地域の医療提供体制の再編を見据えながら、法人や施設の経営基盤の強化を支援するための多様なメニューをご用意しています。詳細については当機構ホームページをご覧ください。

WAM NETのご案内

WAM NET は、福祉・保健・医療に関する制度・施策やその取り組み状況などに関する情報をわかりやすく提供することにより、福祉と医療を支援する総合情報提供サイトです。

WAM NET の特徴

WAM NET では、インターネットを通じて、幅広い皆さま方に対して、福祉・保健・医療に関する情報をわかりやすく提供しています。

特徴①

福祉医療に関する
制度・施策の最新情報を提供

特徴②

福祉医療に関する
先駆的・独創的な取り組みを紹介

4

融資限度額の計算方法

融資限度額については、次の(1)及び(2)で算出した額のうち、いずれか低い額になります。
但し、償還財源(収支差額)の見込みによっては、この融資限度額でのご融資ができない場合があります。

$$(1) \quad \text{① (基準事業費 - 法的・制度的補助金)} \times \text{③ 融資率}$$

$$(2) \quad \text{② 担保評価額} \times 70\%$$

(注1) 貸付金額は10万円単位、貸付金の最低額は200万円となります。(特定有料老人ホームの貸付金額は200万円単位)
 (注2) 代理貸付の場合は担保評価額×80%となります。
 (注3) 無担保貸付制度(P10参照)を利用する場合は(1)で算出した額と無担保貸付限度額を比較し、いずれか低い額が融資限度額となります。

① 基準事業費

《設置・整備資金》

◎ 建築資金・設備備品整備資金

基準事業費については、「機構基準費*の合計額」及び「実際事業費の合計額」で算出した額のうち、いずれか低い額になります。
 ※当機構が定める「定員1人(1施設)あたりの基準単価」(P17~18参照)を用いて算出した額。

貸付金の種類	対象費用	基準事業費
建築資金 新築 改築 拡張 改造・修理 購入 賃借	【建築工事費】 大型設備等工事費、特殊工事費に該当しない一切の工事費 (敷地造成工事(敷地の造成、整地、擁壁工事)を含む。)	定員1人(1施設)あたりの基準単価 × 利用人数(施設数)
	【大型設備等工事費】 介護用リフト、自家発電設備、給水設備等の整備に要する費用	機構が必要と認めた額
	【特殊工事費】 ・解体撤去工事費(既存建物の解体、撤去工事の費用) ・仮施設整備工事費(仮施設の建築工事の費用)	機構が必要と認めた額
	【設計監理費】 建物の設計及び監理に要する費用	上記基準事業費に係る 建築工事費、大型設備等工事費 及び仮施設整備工事費の5%
設備備品 整備資金	機械器具、備品の購入、取付工事等に要する費用	【設備備品整備資金単独での申込の場合のみ】 定員1人(1施設)あたりの基準単価 × 利用人数(施設数)

◎ 土地取得資金

対象費用	基準事業費
施設の用に供するための 土地の取得に要する費用	実際土地取得単価×融資対象建物の建築確認上の延床面積×3倍 (実際土地取得面積が融資対象建物の建築確認上の延床面積×3倍に満たない場合、実際 土地取得費が基準事業費となります。)

(注1) 2025年度までの措置として、地域医療介護総合確保基金等における「定期借地権利用による整備促進特別対策事業」の対象となる
 「一時金」を土地の取得に要する費用に含めることとします。
 (注2) 土地の買い増しの場合、当該施設で既に使用している土地を含めた「延床面積×3倍」が融資可能な土地取得面積となります。
 (注3) 先行して土地を取得するためにご利用いただく場合は、当該取得地での建物整備を伴う場合となります。

《経営資金》

対象費用	基準事業費
施設又は事業の 経営に必要な資金	実際事業費の額

(注) 特定有料老人ホームに対する経営資金は融資対象外です。 24

1	福祉貸付事業の概要
2	融資の対象
3	融資の流れ
4	融資限度額の計算方法
5	融資条件
6	融資条件の優遇措置一覧表
7	融資条件の優遇措置
8	定員1人(1施設)あたりの基準単価(2023年度)
9	協調融資制度
10	協調融資の覚書締結済み金融機関一覧
11	受託金融機関一覧
12	団体信用生命保険特約制度
5	

1	福祉貸付事業の概要
2	融資の対象
3	融資の流れ
4	融資限度額の計算方法
5	融資条件
6	融資条件の優遇措置一覧表
7	融資条件の優遇措置
8	定員1人(1施設)あたりの基準単価(2023年度)
9	協調融資制度
10	協調融資の覚書締結済み金融機関一覧
11	受託金融機関一覧
12	団体信用生命保険特約制度

② 法的・制度的補助金

P5 ②の法的・制度的補助金は下記のとおりです。

- 社会福祉施設等施設整備費補助金（都道府県等の負担分を含む。）
- 施設開設準備経費等支援事業補助金（設備備品資金分）
- 都道府県・市町村が交付する補助金等（地域医療介護総合確保基金、地域介護・福祉空間整備等交付金、安心こども基金、保育対策総合支援事業費補助金、次世代育成支援対策交付金、保育所等整備交付金等）
- 地方公共団体が補助要綱を明示し交付する独自の補助金
- 公益財団法人J K A助成金
- 公益財団法人日本財団助成金
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構助成金
- 中央競馬馬主社会福祉財団助成金
- 上記の他、補助の対象とする費用が機構の基準事業費の算出対象となる費用の全部又は一部と重複するその他の補助金

③ 融資率

P5 ③の融資率は下記のとおりです。

区分	80%	75%	70%
高齢者福祉分野	・ 養護老人ホーム	・ 特別養護老人ホーム ・ ケアハウス ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 老人デイサービスセンター（生活支援ハウスを含む） ・ 老人短期入所施設	・ 老人介護支援センター ＜代理貸付にかか事業＞ ・ 小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 認知症高齢者グループホーム ・ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・ 老人デイサービスセンター（生活支援ハウスを含む） ・ 老人短期入所施設
児童福祉分野及び母子・父子福祉分野	・ 保育所 ・ 小規模保育事業 ・ 幼保連携型認定こども園 ・ 障害児入所施設 ・ 障害児通所支援事業 ・ 障害児相談支援事業 ・ 児童心理治療施設 ・ 児童自立生活援助事業 ・ 乳児院（老朽整備事業） ・ 母子生活支援施設（老朽整備事業） ・ 児童養護施設（老朽整備事業）	・ 助産施設 ・ 乳児院 ・ 母子生活支援施設 ・ 児童養護施設 ・ 児童自立支援施設 ・ 児童厚生施設（児童遊園を除く） ・ 児童家庭支援センター ・ 放課後児童健全育成事業 ・ 子育て短期支援事業 ・ 養育支援訪問事業 ・ 地域子育て支援拠点事業 ・ 一時預かり事業 ・ 小規模住居型児童養育事業 ・ 母子家庭等日常生活支援事業 ・ 寡婦日常生活支援事業 ・ 婦人保護施設	・ 母子・父子福祉センター ・ 母子・父子休養ホーム ・ 乳児家庭全戸訪問事業
障害者福祉分野	・ 障害福祉サービス事業 ・ 障害者支援施設 ・ 一般相談支援事業 ・ 特定相談支援事業 ・ 移動支援事業 ・ 地域活動支援センター	・ 福祉ホーム ・ 身体障害者生活訓練等事業 ・ 手話通訳事業 ・ 介助犬訓練事業 ・ 聴導犬訓練事業 ・ 視聴覚障害者情報提供施設（点字出版施設を除く）	・ 身体障害者福祉センター ・ 補装具製作施設 ・ 盲導犬訓練施設 ・ 点字出版施設
生活保護・その他の分野	・ 救護施設（老朽整備事業） ・ 企業主導型保育事業 ・ 認可外保育施設	・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 授産施設 ・ 宿所提供施設 ・ 日常生活支援住居施設 ・ 社会事業授産施設 ・ 更生保護事業	・ 特定有料老人ホーム

(注1) 障害福祉サービス事業は生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業、共同生活援助事業、自立生活援助事業、就労定着支援事業等となります。

(注2) 上記に関わらず、融資率が優遇される場合があります。(融資条件の優遇については、P9~16をご覧ください。)

5 融資条件

ご融資の主な条件は以下のとおりですが、それぞれの整備内容により異なることがあります。詳細については、相談時または申込時にご案内いたします。

● 利率（最新の貸付利率は当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）でご確認ください。）

- 貸付利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率が適用されます。
- 設置・整備資金の貸付利率は、償還期間（1年ごと）に対応した金利設定となります。
- 償還期間が10年を超える場合は、以下の方法のいずれかを選択していただけます。

〔完全固定金利制度〕	〔10年経過ごと金利見直し制度〕
金銭消費貸借契約締結時の利率が償還期限まで固定	10年経過ごとに利率を見直し (見直し時の金利は、金利見直し日の利率が新たに適用)

(注1) 金銭消費貸借契約締結後に金利制度を変更することはできません。

(注2) 設置・整備資金の償還期間が10年以内の場合は、〔10年経過ごと金利見直し制度〕はご利用いただけません。

● 償還期間

償還期間については、貸付金の種類及び貸付金額の区分に応じ、次のとおりとなります。

区分 貸付金の種類 貸付金額	償還期間				
	設置・整備資金				経営資金
	建築資金		設備備品 整備資金	土地取得資金	
耐火構造 (準耐火含む)	耐火構造以外				
500万円以下	5年以内	5年以内	5年以内	5年以内	1年以上 3年以内
500万円超 1,000万円以下	10年以内	10年以内	10年以内	10年以内	
1,000万円超 1,500万円以下	15年以内	15年以内	15年以内	15年以内	
1,500万円超 2,000万円未満	19年以内	15年以内	15年以内	19年以内	
2,000万円以上	20年以内	15年以内	15年以内	20年以内	

(注1) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスの耐火構造の場合、「30年以内」となります。

(注2) ユニット型特別養護老人ホームの準耐火構造の場合、「25年以内」となります。

(注3) 災害復旧、制度改正、金融環境の変化に伴う経営悪化等の緊急時におけるセーフティネットとしての経営資金については、償還期間が1年未満であっても融資の対象となります。

(注4) 貸付金の種類が2種類以上ある場合の償還期間は、償還期間の長期のものを適用し、その場合の貸付金額は合計額によります。

● 据置期間

据置期間については、次のとおり設けることができます。なお、当該据置期間は償還期間に含まれます。最短でも6か月は据置期間を設けていただけます。

区分	設置・整備資金			経営資金
	償還期間5年以内	償還期間5年超20年以内	償還期間20年超30年以内	
据置期間	1年以内	2年以内	3年以内	6か月以内

● 償還方法

【直接貸付】

償還形態	元金の償還方法	利息の支払い方法
元金均等	毎月償還、3か月賦償還又は年賦償還	元金の償還方法に準じて後払い (但し、年賦償還は年2回)

(注1) 元金の償還方法及び利息の支払い方法は、原則、毎月償還としていただいています。

(注2) 当機構への償還方法は、原則として預金口座振替（銀行自動引き落とし）となります。

【代理貸付】

償還形態	元金の償還方法	利息の支払い方法
元金均等	3か月賦償還	3か月毎（年4回の後払い）

1	福祉貸付事業の概要
2	融資の対象
3	融資の流れ
4	融資限度額の計算方法
5	融資条件
6	融資条件の優遇措置一覧表
7	融資条件の優遇措置
8	定員1人(1施設)あたりの基準単価(2023年度)
9	協調融資制度
10	協調融資の覚書締結済み金融機関一覧
11	受託金融機関一覧
12	団体信用生命保険特約制度

● 担保

1 原則として、所有者を問わず、次に該当する物件の担保提供が必要となります。

- ① 融資の対象となる施設及び事業の運営に利用する敷地（原則として、抵当権は第1順位）
- ② 上記①の敷地上に建築する（存在している）全ての建物
- ③ 上記①の敷地上に設定する（設定している）地上権

（注1）融資の対象となる施設又は事業所を建築するために建築基準法上必要とされる土地（公道に接するまでの進入路も含む）のほか、駐車場や分場の土地なども含みます。

（注2）上記に該当する物件以外に、債権保全上、追加して担保提供が必要となる場合がありますので、予めご了承ください。

（注3）建築する建物の敷地に既に当機構以外の（根）抵当権が設定されている場合は、当該（根）抵当権を一旦抹消し、建物竣工後に再設定をお願いする場合がございます。

2 融資の対象となる物件の担保順位については、原則第一順位となりますが、お申込み内容によりお客さまとのお相談のうえ決定します。

3 損害保険の対象となる担保物件（建物）には、損害保険を付保していただき、さらにその保険金請求権の上に質権を設定させていただきます。

● 保証人

保証人については、次のいずれかを選択していただきます。

〔保証人不要制度〕	〔個人保証〕
保証人不要制度を利用する。	法人代表者等、個人の連帯保証人を立てる。

（注1）保証人不要制度とは、貸付利率に一定の利率を上乗せすることで、連帯保証人を不要とする制度です。上乗せ利率は、金銭消費貸借契約締結時の利率が適用されます。（最新の上乗せ利率は当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）でご確認ください。）

（注2）保証人不要制度で金銭消費貸借契約締結後、個人保証による契約への変更はできません。

（注3）無利子貸付等においても、保証人不要制度を利用する場合は、上乗せ利率分をご負担いただくこととなります。

（注4）審査の結果、保証人（保証人不要制度又は個人保証）のいずれも不要となる場合があります。

● 大規模な施設を整備する場合の協調融資の取扱いについて

ご融資の対象となる施設の融資対象面積が5,000㎡を超える借入申込案件につきましては、原則として民間金融機関との協調融資（併せ貸しを含む）の利用を前提（注）としてのご融資となります。

（注）協調融資（併せ貸しを含む）の利用を前提としないもの

- ① 緊急性が高い（セーフティネット関連貸付制度）と認められる以下の借入申込案件の場合
 - ・災害復旧資金に係る融資
 - ・老朽施設の改築整備に係る融資
 - ・高台移転整備に係る融資
 - ・耐震化整備に係る融資
 - ・医療貸付事業に係る経営安定化資金に係る融資
 - ・福祉貸付事業に係る社会福祉法人の経営高度化に係る融資
- ② 民間金融機関から融資を受けることが困難と認められる借入申込案件の場合

※協調融資制度については、P19をご覧ください。

◆ 当機構融資ご利用にあたっての留意点 ◆

■ 弁済補償金制度

償還期限前に任意に借入金の一部（又は全額）について繰上償還を希望する場合、あらかじめ所定の「任意繰上償還申込書」を提出していただくとともに、繰上償還額に加えて当機構が算定する「弁済補償金」をお支払いいただくものです。

■ 違約金

次の場合には、繰上償還となるほか、違約金をお支払いいただくことがあります。

- （1）貸付金を定められた用途以外に使用した場合又は長期にわたり使用しない場合
- （2）虚偽の申告若しくは報告をし又は必要な事実の申告若しくは報告を怠ったことにより貸付金が限度額を超えることとなった場合又は貸付金について借入を要しないこととなった場合
- （3）貸付金をもって建設した建物若しくは購入した建物又は土地を、貸付けの対象とした施設又は事業以外の用途に使用した場合

■ 反社会的勢力との関係遮断について

当機構は反社会的勢力との関係を遮断し、排除するため、警察等関係機関とも連携して適切に対応しています。詳細は、当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）「反社会的勢力との関係遮断について」をご覧ください。

6

融資条件の優遇措置一覧表

区分	頁	制度	優遇内容					備考
			融資率	償還期間	据置期間	貸付利率	融資額	
共通	10	感染症対策を伴う整備事業に係る優遇融資	○			○		
	10	介護ロボット・ICTの導入に係る優遇融資				○	○	
	10	建物の賃借を伴う施設整備に係る優遇融資					○	
	10	都市部における社会福祉施設等の整備に係る優遇融資	○	○	○			
	11	都市部の借地に施設整備する場合の費用に対する優遇融資（設置・整備資金）	○	○	○		○	
	11	定期借地権を設定する場合の一時金に対する優遇融資（土地取得資金）	○			○		
	11	木材利用による施設整備に係る優遇融資	○					
	11	社会福祉法人の経営高度化に係る優遇融資	○	○	○	○		
	12	地域共生社会の実現に向けた社会福祉施設等の整備に係る融資条件の統一	○			○		
高齢	12	まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられる施設・事業に係る融資条件の優遇措置	○	○	○			
	12	地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための優遇融資	○					
	13	療養病床のケアハウス等への転換事業に係る優遇融資	○			○		
児童	13	老朽施設の改築整備に係る優遇融資	○			○		
	13	保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇融資	○	○	○	○		
	13	「児童養護施設等の家庭的養護への転換」の対象となる整備に係る優遇融資	○					
	14	児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る優遇融資	○	○	○			
障害	14	母子生活支援施設の一時的保護委託のための居室を本体整備と併せて行った場合に係る優遇融資	○					
	14	障害福祉サービス事業の基盤整備事業に係る優遇融資	○					
防災・減災	14	社会福祉施設等の防災・減災に係る優遇融資 ※対象事業は、高台移転整備事業（南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特措法に基づく整備事業を含む）、地すべり危険防止か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業、耐震化整備事業、スプリンクラー整備事業	○			○		
	15	福祉施設の自家発電設備等の導入工事に係る優遇融資	○			○		
災害	15	災害復旧事業に係る優遇融資	○	○	○	○		
	16	東日本大震災災害復興に係る優遇融資	○			○	○	○
その他	16	無利子貸付				○		

※新型コロナウイルス対応支援資金に係る優遇融資の詳細については、HPをご覧ください。専用フリーダイヤル（P16 参照）にお問い合わせください。

【共通】

● 感染症対策を伴う整備事業に係る優遇融資

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、今後想定される感染症発生に向け、感染症発症者用の個室の設置や陰圧・空調設備など感染症対策を伴う施設整備を行う社会福祉施設等に対し、融資率等を優遇する融資を実施します。

区分	優遇融資	通常
融資率	95%	70～80%
貸付利率	基準金利	基準金利～基準金利+0.5%

(注) 優遇融資の取扱期間は、2030年3月31日までとなります。

● 介護ロボット・ICTの導入に係る優遇融資

介護ロボットの導入、ICTの導入に係る事業については、一定の利率を上乗せしたうえで、無担保貸付の限度額を引き上げる等を優遇する融資を実施します。

区分	対象施設	優遇融資	通常
貸付利率	福祉貸付事業全施設	基準金利+一定の利率(注1) (据置期間中無利子)(注2)	基準金利～基準金利+0.5% (通常の利率)
無担保貸付の限度額		3,000万円	300万円

(注1) 一定の利率とは、貸付金額500万円超2,000万円未満は0.3%、貸付金額2,000万円以上3,000万円以下は0.5%を上乗せします。
(注2) 据置期間無利子の対象となる整備事業は、国庫補助等対象事業となります。

● 建物の賃借を伴う施設整備に係る優遇融資

建物の賃借を伴う施設整備(土地取得資金との併用は除く。)については、一定の利率を上乗せしたうえで、無担保貸付の限度額を引き上げる優遇融資を実施します。

区分	対象施設	優遇融資	通常
無担保貸付の限度額	福祉貸付事業全施設 (有料老人ホーム・ 企業主導型保育事業等を除く)	3,000万円	300万円

(注1) 一定の利率とは、貸付金額500万円超2,000万円未満は0.3%、貸付金額2,000万円以上3,000万円以下は0.5%を通常の貸付利率に上乗せします。
(注2) 建物賃借に伴う敷金、保証金(貸主以外に支払う保証金を除く。)、礼金は含みますが、建築資金または設備備品整備資金との併用が条件となります。

● 都市部における社会福祉施設等の整備に係る優遇融資

都市部における社会福祉施設等の整備(土地取得資金を含む。)の推進を支援するため、当該地域の整備事業について、融資率等を優遇する融資を実施します。

区分	優遇融資	通常
融資率	90%	70～80%
償還期間 《耐火構造(準耐火含む)の場合》	30年以内	20～30年以内
据置期間 《耐火構造(準耐火含む)の場合》	3年以内	2～3年以内

(注1) 対象となる施設は、特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、ケアハウス、看護小規模多機能型居宅介護事業所、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、保育所、小規模保育事業、放課後児童健全育成事業、幼保連携型認定こども園等となります。

(注2) 対象となる地域は、首都圏整備法施行令、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する以下の都府県又は全国の指定都市若しくは中核市となります。

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

1

福祉貸付
事業の概要

2

融資の対象

3

融資の流れ

4

融資限度額の
計算方法

5

融資条件

6

融資条件の
優遇措置
一覧表

7

融資条件の
優遇措置

8

定員1人(1施設)
あたりの基準単価
(2023年度)

9

協調融資制度

10

協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

11

受託金融機関
一覧

12

団体信用生命
保険特約制度

● 都市部の借地に施設整備する場合の費用に対する優遇融資（設置・整備資金）

都市部における介護施設等の整備を促進する観点から、民有地等の借地を利用した施設整備に対して、融資率等を優遇する融資を実施します。

区分	優遇融資	通常
融資率	90%	70～80%
償還期間 《耐火構造（準耐火含む）の場合》	30年以内	20～30年以内
据置期間 《耐火構造（準耐火含む）の場合》	3年以内	2～3年以内
融資限度額	担保評価額の90%	担保評価額の70%

(注1) 対象となる施設は、貸付対象となるすべての施設のうち、単独型の有料老人ホーム及び営利法人等が行う認知症高齢者グループホーム等を除いた施設となります。

(注2) 対象となる建物は、建築基準法に定める容積率に対し、整備する建物の延べ床面積が70%以上利用されていること又は整備する建物の階数が4階以上である場合に限りします。

(注3) 対象となる地域は、首都圏整備法施行令、近畿圏整備法及び中部圏開発整備法に規定する以下の都府県、福岡県又は指定都市若しくは中核市となります。

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

● 定期借地権を設定する場合の一時金に対する優遇融資（土地取得資金）

都市部における民有地等の借地を利用する介護施設の整備にあたって、定期借地権を設定する場合の土地所有者への一時金（保証金を除く。）に対して、地域医療介護総合確保基金等の補助を受ける場合には、当該一時金の支払いに要する費用を融資対象とし、融資率等を優遇する融資を実施します。

区分	優遇融資	通常
融資率	90%	70～80%
貸付利率	当初10年間基準金利▲0.5% (11年目以降は通常の利率)	基準金利～基準金利+0.5% (通常の利率)

(注1) 対象となる施設は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、ケアハウス、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、看護小規模多機能型居宅介護事業所等となります。

(注2) 地域医療介護総合確保基金や都道府県等からの補助を受けて一時金を支払う事業が対象となります。

(注3) 貸付利率の引き下げの優遇融資の対象となる地域は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県となります。

(注4) 優遇融資の取扱期間は、2026年3月31日までとなります。

(注5) 定期借地契約後のお申込は融資対象外となりますのでご注意ください。

● 木材利用による施設整備に係る優遇融資

建築物の構造が木造（耐火建築物又は準耐火建築物）の場合の整備についてはエコ対策に資する整備として、融資率を引き上げる優遇融資を実施します。

区分	優遇融資	通常
融資率	90%	70～80%

● 社会福祉法人の経営高度化に係る優遇融資

社会福祉法人に対する「合併等の際に必要な経営資金」、「会計監査人の設置等に必要な経営資金」又は「経営不振状態の法人に対する経営資金」について、融資率等に加え、貸付利率に対しても優遇融資を実施します。

区分	優遇融資	通常
融資率	90%	70～80%
貸付利率	経営資金の基準金利+0.3%	経営資金の基準金利+0.8% (通常の金利)
償還期間	8年以内	3年以内
据置期間	1年以内	6月以内

(注1) 対象となる施設は、社会福祉法人が整備するすべての施設となります。

(注2) 法人単位での融資を行います。

● 地域共生社会の実現に向けた社会福祉施設等の整備に係る融資条件の統一

地域共生社会の実現に向けて、従来の高齢、障害、児童の分野ごとに充実させてきた地域福祉サービスについて、複合化するニーズへの対応を強化することが求められており、介護保険と障害福祉の相互に共通するサービスとして共生型サービスが位置づけられました。

地域共生社会の実現に向けて、分野をまたいだ複数の社会福祉施設を同時かつ一体的に整備する際、施設ごとに異なる融資条件を統一します。

区分	融資条件
対象施設	福祉貸付事業対象施設のうち、地域共生社会の実現に向けた社会福祉施設等の整備として位置づけられたもの
融資率	一体的に整備する対象施設のうち高い方の融資率
貸付利率	一体的に整備する対象施設のうち低い方の利率

● まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられる施設・事業に係る融資条件の優遇措置

平成26（2014）年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地域の振興を促す施策として改正地域再生法に基づく「生涯活躍のまち（日本版CCRC）」構想を推進するため、「生涯活躍のまち」の地域に整備する社会福祉施設に対して、下記の優遇融資を実施します。

区分	優遇融資	通常
対象施設	都道府県・市町村において策定した地域再生計画（生涯活躍のまち形成事業）に示された地域に整備する融資対象施設	融資対象施設
融資率	90%	70～80%
償還期間	30年以内	20～30年以内
据置期間	3年以内	2～3年以内

【高齢者福祉施設】

● 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための優遇融資

地域医療介護総合確保基金等の補助を受けて行う、次の施設整備について、融資率を引き上げる優遇融資を実施します。

(1) 地域医療介護総合確保基金又は地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金からの補助を受けて整備するもの

区分	対象施設	優遇融資	通常
融資率	養護老人ホーム（定員29人以下のもの）、特別養護老人ホーム・ケアハウス（定員29人以下のもの）、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、看護小規模多機能型居宅介護事業所等	90%	70～80%

(2) 都道府県（指定都市・中核市を含む。）からの補助を受けて整備するもの

区分	対象施設	優遇融資	通常
融資率	養護老人ホーム（定員30人以上のもの）	90%	80%
	特別養護老人ホーム・ケアハウス（定員30人以上のもの）		75%

(注1) 定期借地権を設定する場合の土地所有者への一時金（保証金を除く。）は、地域医療介護総合確保基金等の補助を受ける場合に限り融資の対象となります（P11参照）。

(注2) 都市部における社会福祉施設等の整備（P10参照）若しくは都市部の借地を利用した施設の整備（P11参照）に該当する整備事業については、そちらの優遇融資が優先されます。

(注3) 優遇融資の取扱期間は、2026年3月31日までとなります。

1 福祉貸付事業の概要

2 融資の対象

3 融資の流れ

4 融資限度額の計算方法

5 融資条件

6 融資条件の優遇措置一覧表

7 融資条件の優遇措置

8 定員1人(1施設)あたりの基準単価(2023年度)

9 協調融資制度

10 協調融資の覚書締結済み金融機関一覧

11 受託金融機関一覧

12 団体信用生命保険特約制度

● 療養病床のケアハウス等への転換事業に係る優遇融資

療養病床のケアハウス等への転換に係る事業について、融資率等を優遇する融資を実施します。なお、融資条件の優遇にあたっては、当該施設を管轄する都道府県知事（指定都市・中核市の長を含む。）に、療養病床からの転換事業に該当すると認めていただくことが必要となります。

区分	優遇融資	通常
融資率	90%	70・75%
貸付利率	基準金利	基準金利+0.1%~基準金利+0.5% (通常の利率)

(注1) 対象となる施設は、特別養護老人ホーム、ケアハウス、小規模多機能型居宅介護事業所、老人デイサービスセンター（生活支援ハウスを整備するものに限る。）、認知症高齢者グループホーム、特定有料老人ホーム、一般有料老人ホーム、有料老人ホーム（基盤整備促進法に基づくものに限る。）となります。

(注2) 優遇融資の取扱期間は、2024年3月31日までとなります。

● 老朽施設の改築整備に係る優遇融資

養護老人ホーム、特別養護老人ホーム（定員30人以上のもの）、ケアハウス（定員30人以上のもの）及び軽費老人ホーム（A型及びB型）の老朽施設の改築整備について、融資率等を優遇する融資を実施します。

区分	対象施設	優遇融資	通常
融資率	特別養護老人ホーム（定員30人以上のもの）	90%	75%
貸付利率		基準金利	基準金利+0.1%

区分	対象施設	優遇融資	通常
融資率	養護老人ホーム、ケアハウス（定員30人以上のもの）、 軽費老人ホーム（A型及びB型）	90%	対象外～80%

(注) 軽費老人ホーム（A型及びB型）は、老朽施設の改築整備に限り融資対象となります。

【児童福祉施設及び母子・父子福祉施設】

● 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る優遇融資

待機児童の解消に向けた国の施策を支援するため、保育所、小規模保育事業、幼保連携型認定こども園、企業主導型保育事業、認可外保育施設及び放課後児童健全育成事業の整備事業について、融資率等を優遇する融資を実施します。

区分	優遇融資	通常
融資率	95%	75・80%
貸付利率	基準金利 (据置期間中無利子)	基準金利
償還期間	30年以内	20年以内
据置期間	3年以内	2年以内

(注1) 対象となる施設は、保育所、小規模保育事業、幼保連携型認定こども園、企業主導型保育事業、認可外保育施設（安心こども基金又は保育対策総合支援事業費補助金からの補助を受けて整備するものに限る。）、放課後児童健全育成事業となります。

(注2) 優遇融資の取扱期間は、2025年3月31日までとなります。

(注3) 保証人不要制度、建物賃借無担保制度を利用する場合は、据置期間中においても上乗せ金利をご負担いただくこととなります。

● 「児童養護施設等の家庭的養護への転換」の対象となる整備に係る優遇融資

次世代育成支援対策施設整備交付金の交付が行われる家庭的養護への転換を進める整備事業について、融資率を引き上げる優遇融資を実施します。

区分	優遇融資	通常
融資率	80～85%	75～80%

(注) 対象となる施設は、次世代育成支援対策施設整備交付金の交付が行われる小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、児童養護施設、乳児院となります。

● 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る優遇融資

児童養護施設及び乳児院の小規模かつ地域分散化を更に推進するための整備（土地取得資金を含む。）について、融資率等を優遇する融資を実施します。

区分	優遇融資	通常
融資率	90%	75%
償還期間	30年以内	20年以内
据置期間	3年以内	2年以内

(注) 対象となる施設は、児童養護施設または乳児院（いずれも小規模かつ地域分散化を図る整備に限る。）となります。

● 母子生活支援施設の一時保護委託のための居室を本体整備と併せて行った場合に係る優遇融資

母子生活支援施設の一時保護委託のための居室を本体整備と併せて行う整備について、融資率を引き上げる優遇融資を実施します。

区分	優遇融資	通常
融資率	80%	75%

【障害者福祉施設】

● 障害福祉サービス事業の基盤整備事業に係る優遇融資

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付が行われる当該整備事業について、融資率を引き上げる優遇融資を実施します。

区分	優遇融資	通常
融資率	85%	80%

(注1) 対象となる施設は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付が行われる障害福祉サービス事業所、障害者支援施設となります。

(注2) 優遇融資の取扱期間は、2024年3月31日までとなります。

【防災・減災】

● 社会福祉施設等の防災・減災に係る優遇融資

社会福祉施設等の防災・減災に係る整備事業について、優遇融資を実施します。詳細につきましては、当機構のホームページをご確認ください。

区分	優遇融資（注1）	通常
融資率	95%	70～80%
貸付利率	全期間無利子（注2） 基準金利（据置期間中無利子）（注3）	基準金利～基準金利+0.5% （通常の利率）

(注1) 上記条件の対象となる整備事業は、下記①～④の国庫補助等対象事業となります。

①高台移転整備事業（南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策特措法に基づく整備事業を含む）

②地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業

③耐震化整備事業

④スプリンクラー整備事業

国庫補助等の対象とならない整備の場合は、別途ご相談ください。

(注2) 全期間無利子の対象となる整備事業は、上記①②の国庫補助等対象事業となります（但し、貸付条件により利子が発生する場合があります）。

(注3) 基準金利（据置期間中無利子、保証人不要制度を利用する場合の上乗せ金利を除く）の対象となる整備事業は、上記③④の国庫補助等対象事業となります。

(注4) すべて直接貸付で取扱います。

● 社会福祉施設の自家発電設備等の導入工事に係る優遇融資

社会福祉施設の自家発電設備または給水設備の導入工事に対し、下記の優遇融資を実施します。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	【国庫補助等対象事業の場合（注1）】 95% （施設本体を含む） 【国庫補助等対象事業以外の場合】 95% （自家発電設備部分及び給水設備部分のみ）	70～80%
貸付利率	【国庫補助等対象事業の場合（注1）】 基準金利（据置期間中無利子）（注2） 【国庫補助等対象事業以外の場合】 基準金利（注2）	基準金利～基準金利+0.5% （通常の利率）

（注1）国、都道府県等交付要綱等において、自家発電設備整備または給水設備整備のための補助事業であることが確認できるものに限り
ます。

（注2）自家発電設備部分及び給水設備部分のみを対象とします。

【災害復旧事業等】

● 災害復旧事業に係る優遇融資

災害復旧事業について、融資率等を優遇する融資を実施します。なお、融資条件の優遇にあたっては、当該施設を管轄する都道府県知事（指定都市・中核市の長を含む。）に、災害復旧事業に該当すると認めていただくことが必要となります。

① 災害復旧事業

区 分	優遇融資	通 常
融資率	90%	70～80%
貸付利率	全期間無利子	基準金利～基準金利+0.5% （通常の利率）

（注1）対象となる施設は、貸付対象となるすべての施設となります。

（注2）保証人不要制度を利用する場合は、上乘せ金利をご負担いただくこととなります。

② 災害復旧に係る経営資金

地震や水害など災害の発生などにより施設を休業した場合などの有事における一時的な資金需要に対する経営資金への融資制度となります。

区 分	優遇融資	通 常
融資率	90%	70～80%
償還期間	10年以内	3年以内
据置期間	1年以内	6月以内
貸付利率	経営資金の基準金利	経営資金の基準金利+0.8% （通常の利率）

（注）対象となる施設は、貸付対象となるすべての施設となります。

※東日本大震災及び平成28年熊本地震等の災害復旧等に係る融資または激甚災害であって当機構が必要と判断したものについては、上記の条件とは別に、優遇融資を実施しています。なお、詳しくは、当機構までお問い合わせいただくか、当機構のホームページ（<https://www.wam.go.jp/hp>）をご覧ください。

● 東日本大震災災害復興に係る優遇融資

東日本大震災における特定被災区域において、被災地復興のため、市町村等の策定する復興計画を踏まえ、被災していない法人等が新規に実施する小規模の整備事業であって、県又は市区町村長が発行した意見書に「被災地の復興に資する整備」であることが明記されているものについて、融資率等を優遇する融資を実施します。

区分	優遇融資	通常
融資率	100%	70～80%
貸付利率	《当初5年間》無利子 《6・7年目》基準金利 ▲0.1% 《8年目以降》通常の利率	基準金利～基準金利+0.5% (通常の利率)
融資限度額	担保評価額の100%	担保評価額の70%
無担保貸付の限度額	1,000万円	300万円

(注1) 対象となる施設は、特別養護老人ホーム(定員29人以下)、養護老人ホーム(定員29人以下)、ケアハウス(定員29人以下)、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム、老人デイサービスセンター(事業)、老人短期入所施設(事業)、訪問介護事業、看護小規模多機能型居宅介護事業所、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、障害児通所支援事業所、保育所、幼保連携型認定こども園となります。

(注2) 保証人不要制度を利用する場合は、据置期間中においても上乗せ金利をご負担いただくこととなります。

【その他】

● 無利子貸付

次の事業については、利子をいただきません。但し、貸付条件により利子が発生する場合があります。

- ① 国庫補助等による老朽民間社会福祉施設整備事業(民老)
- ② 国庫補助等による既設社会福祉施設用地有効活用改築促進事業
- ③ 国庫補助による地震対策緊急整備事業
- ④ 国庫補助等による地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備事業
- ⑤ 国庫補助等による社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備事業(南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特措法に基づく整備事業を含む)
- ⑥ 災害復旧事業

(注1) 上記①～⑤については、国庫補助等の協議において、事前に行政に認められる必要があります。

(注2) 上記④⑤については、P14の「社会福祉施設等の防災・減災に係る優遇融資」も合わせて参照ください。

(注3) 保証人不要制度を利用する場合は、据置期間中においても上乗せ金利をご負担いただくこととなります。

【新型コロナウイルス関連】

● 新型コロナウイルス対応支援資金に係る優遇融資

当機構では、新型コロナウイルス感染症により、減収・事業停止等の影響を受けた社会福祉施設等に対し、優遇融資を実施します。優遇融資の詳細(Q&A、借入申込書、実施期間等)につきましては、HPをご覧くださいか、下記連絡先までお問い合わせください。電話もしくはお問い合わせフォームでのご相談が可能です。

【新型コロナウイルス対応支援資金専用HP・連絡先】

- ・ https://www.wam.go.jp/hp/fukui_shingatacorona/
- ・ 福祉貸付専用ご相談フリーダイヤル：0120-343-862



※1 既に福祉医療貸付の融資を受け、現在ご返済中のお客様を対象とし、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障がある場合は、元金のお支払いについて、返済猶予のご相談に対応いたします。

※2 令和5(2023)年4月以降においても、当面の間継続する予定です。

1

福祉貸付
事業の概要

2

融資の対象

3

融資の流れ

4

融資限度額の
計算方法

5

融資条件

6

融資条件の
優遇措置
一覧表

7

融資条件の
優遇措置

8

定員1人(1施設)
あたりの基準単価
(2023年度)

9

協調融資制度

10

協調融資の
覚書締結済み
金融機関一覧

11

受託金融機関
一覧

12

団体信用生命
保険特約制度

8

定員1人(1施設)あたりの基準単価(2023年度)

(単位：千円)

施設種別		単価	
高齢者福祉分野	特別養護老人ホーム	従来型	16,700
		ユニット型	22,000
	養護老人ホーム	14,100	
	軽費老人ホーム	18,300	
	認知症対応型老人共同生活援助事業(1ユニット)	129,300	
	看護小規模多機能型居宅介護事業(1施設)	178,000	
	老人デイサービス事業(1施設)	171,300	
	小規模多機能型居宅介護事業(1施設)	176,400	
	生活支援ハウス	15,300	
	老人短期入所事業 (特養等における居室整備加算を含む)	従来型	15,300
ユニット型		17,800	
児童福祉分野	助産施設	14,000	
	乳児院	本体	8,600
		小規模グループケア整備加算(1グループケア)	8,100
		年齢延長児を受け入れるための居室等整備加算	2,300
	母子生活支援施設	本体(1世帯)	28,100
		子育て短期支援事業のための居室等整備加算(1世帯)	15,800
		母子家庭等子育て支援室整備加算	4,000
	保育所(注1) 小規模保育事業 幼保連携型認定こども園 認可外保育施設 企業主導型保育事業	本体	3,500
		乳児室又はほふく室整備加算(1施設)	10,400
		夜間保育所整備加算(1施設)	18,300
		一時保育事業のための保育室整備加算(1施設)	21,100
		地域子育て支援相談室整備加算(1施設)	29,400
	児童養護施設	本体	11,400
		小規模グループケア整備加算(1グループケア)	19,400
		ほふく室又は養育室等整備加算	700
	児童心理治療施設	本体	12,600
		小規模グループケア整備加算(1グループケア)	17,800
		通所部門整備加算	5,700
	児童自立支援施設	本体	16,300
		小規模グループケア整備加算(1グループケア)	20,600
		通所部門整備加算	5,700
	児童家庭支援センター(1施設)	38,600	
	放課後児童健全育成事業に係る施設(1支援)	28,700	
	乳児院等における子育て短期支援事業のための居室等整備加算(母子生活支援施設を除く)	4,700	
	保育所等における病児・病後児保育事業のための保育室等整備加算	2,300	
	乳児院等における親子生活訓練室整備加算(1施設)	10,400	
	児童養護施設等における心理療法室整備加算(1施設)	84,700	
福祉型障害児入所施設	12,300		
医療型障害児入所施設	22,700		
障害児通所支援を行う事業に係る施設	6,600		
障害児入所施設等における短期入所整備加算	5,500		
障害児入所施設等における発達障害者支援センター整備加算(1施設)	25,700		
障害児入所施設等における相談支援、障害児相談支援整備加算(1施設)	18,700		
障害児入所施設等における居宅介護、保育所等訪問支援整備加算(1施設)	12,000		
障害児入所施設等における小規模グループケア整備加算(1グループケア)	39,200		
避難スペース整備加算(1施設)(注2)	70,700		
保育所等訪問支援(保育所等訪問支援のみの整備の場合)(1施設)	12,000		

(単位：千円)

施設種別		単価		
障害者福祉分野	生活介護を行う事業に係る施設	本体	7,500	
		施設入所支援整備加算	4,500	
	自立訓練を行う事業に係る施設	退院支援施設整備加算	新築・改築 既存施設を改修して転換する場合	2,700 1,100
		短期入所整備加算	5,500	
	就労移行支援を行う事業に係る施設	発達障害者支援センター整備加算（1施設）	25,700	
	就労継続支援を行う事業に係る施設	相談支援、障害児相談支援整備加算（1施設）	18,700	
		居宅介護、保育所等訪問支援整備加算（1施設）	12,000	
		避難スペース整備加算（1施設）（注2）	70,700	
	共同生活援助事業に係る施設（注3）	本体（1ユニット）	97,000	
		短期入所整備加算	5,500	
		相談支援、障害児相談支援整備加算（1施設）	18,700	
		居宅介護、保育所等訪問支援整備加算（1施設）	12,000	
		避難スペース整備加算（1施設）（注2）	70,700	
	短期入所（短期入所のみでの整備の場合）（1施設）	22,500		
	自立生活援助を行う事業に係る施設（1施設）	18,700		
	就労定着支援を行う事業に係る施設（1施設）	18,700		
	相談支援、障害児相談支援（各事業のみでの整備の場合）（1施設）	18,700		
	居宅介護（居宅介護のみでの整備の場合）（1施設）	12,000		
	福祉ホーム	12,400		
	補装具製作施設（1施設）	56,900		
盲導犬訓練施設（1施設）	432,300			
点字図書館（1施設）	134,200			
聴覚障害者情報提供施設（1施設）	174,600			
生活保護分野	救護施設	14,500		
	更生施設	14,500		
	授産施設	6,900		
	宿所提供施設	6,000		
社会事業授産施設	6,900			
婦人保護施設（1世帯）	11,400			
婦人保護施設における心理療法室整備加算（1施設）	84,700			
職員養成施設	7,800			
地域交流スペース（1施設）	54,100			
地域交流スペース（防災拠点型）（1施設）	76,100			
有料老人ホーム	17,600			
上記以外の施設	機構が必要と認められた額			

補助金の算定において「都市部における社会福祉施設の整備の促進について（平成17年10月5日社援発第1005011号）」が適用されている場合には、上記の単価に1.08を乗じて得た額とし、その額に100,000円未満の端数があるときには四捨五入します。

（注1）保育所に分園を設置する場合には、保育所の基準を適用します。

（注2）避難スペース整備加算は、交付要綱等において避難スペース整備のための補助事業であることが確認できるものに限り、ます。

（注3）日中サービス支援型共同生活援助事業を整備する場合は、融資相談時にその旨お申し出ください。

1	福祉貸付事業の概要
2	融資の対象
3	融資の流れ
4	融資限度額の計算方法
5	融資条件
6	融資条件の優遇措置一覧表
7	融資条件の優遇措置
8	定員1人(1施設)あたりの基準単価(2023年度)
9	協調融資制度
10	協調融資の覚書締結済み金融機関一覧
11	受託金融機関一覧
12	団体信用生命保険特約制度

● 民間金融機関との協調融資制度のご案内

協調融資制度とは、当機構と民間金融機関が覚書を締結することで社会福祉法人及び医療法人等に併せて融資を行う制度です。これにより借入申込者が福祉関係施設や医療関係施設に関する事業を計画する際に円滑に資金調達できるようにすることを目的としています。

現在全国の425民間金融機関と覚書を締結しており、連携を促進しています。当機構からの借入と併せて、民間金融機関からの借入を行う場合には、ぜひこの制度をご利用ください。

【協調融資制度利用のメリット・利用方法】

● 協調融資制度利用のメリット

多様な条件により資金調達ができることで、安定的な資金計画が作成できます。

民間金融機関との取引が拡大することにより、事業運営のサポートが受け入れられ経営の安定につながります。

● 協調融資制度の利用事例

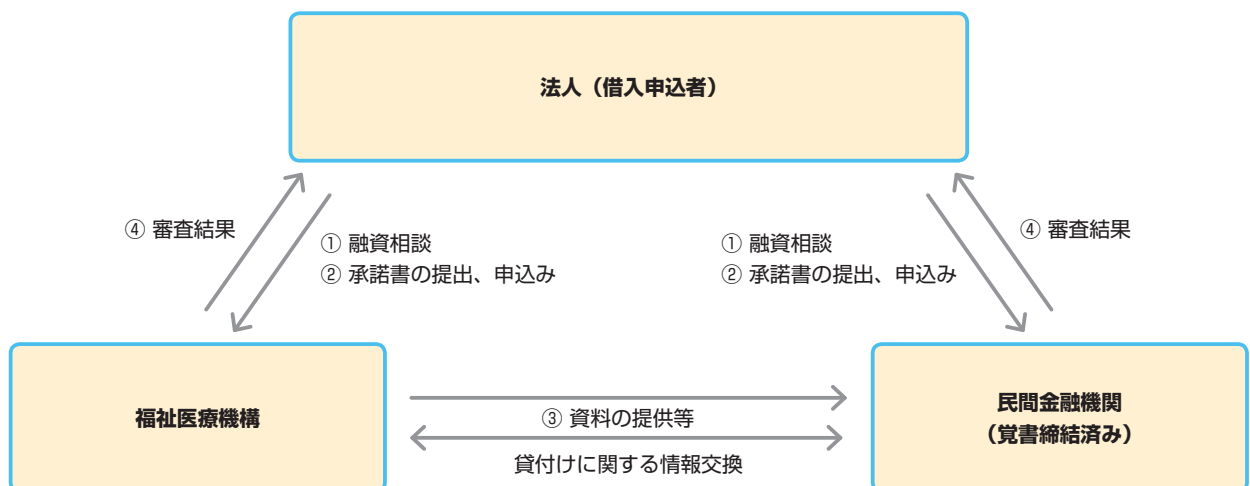
ケース 【協調融資制度を通じて事業運営のサポートを確保】	
計画内容	創設法人による保育所の新設計画
現状	借入規模が大きくないため、当機構のみの借入を希望 保育所の運営が初のため、突発的な支出や給与等の日々発生する収支の取引イメージがなかった
取組内容	日常的支援が得られる金融機関との取引の必要性を説明し、メインバンクを定めることを推奨
結果	事業者は地元の金融機関と取引したい旨を伝えたとこ、対象の金融機関も承諾 借入金の一部を対象の金融機関へ切り替え、計画を推進

● 利用方法

当機構に相談・借入申込を行うとともに、協調融資の覚書を締結している金融機関でお申し込みください。

※最新情報は、当機構のホームページで公開しています (<https://www.wam.go.jp/hp>)。

● 協調融資制度のイメージ図



※1 当機構と民間金融機関が、「福祉医療貸付事業における事務処理に係る覚書」を締結していることが前提となります。

※2 審査の結果、当機構又は民間金融機関からの貸付けが受けられない場合があります。

※3 当機構と民間金融機関が相互に情報交換をするため、事前に法人から承諾書をいただくこととなります。

協調融資制度のお問い合わせ先

福祉医療貸付部 事業統括課 TEL (03) 3438-9291

都道府県名	金融機関名(順不同)							
都市銀行	みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行			
北海道	北海道銀行	北洋銀行	北海道信用金庫	室蘭信用金庫	空知信用金庫	苫小牧信用金庫	北門信用金庫	伊達信用金庫
	北空知信用金庫	渡島信用金庫	道南うみ街信用金庫	旭川信用金庫	稚内信用金庫	留萌信用金庫	北星信用金庫	帯広信用金庫
	釧路信用金庫	大地みらい信用金庫	北見信用金庫	遠軽信用金庫	北央信用組合	釧路信用組合	北海道労働金庫	木野農業協同組合
青森県	青森銀行	みちのく銀行	青い森信用金庫					
岩手県	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	盛岡信用金庫	宮古信用金庫	一関信用金庫	北上信用金庫	花巻信用金庫
	岩手県医師信用組合	花巻農業協同組合						
宮城県	七十七銀行	仙台銀行	杜の都信用金庫	石巻信用金庫	仙南信用金庫	石巻商工信用組合	古川信用組合	
秋田県	秋田銀行	北都銀行	秋田信用金庫	羽後信用金庫	山形信用金庫			
山形県	荘内銀行	山形銀行	きらやか銀行					
	山形第一信用組合	山形県医師信用組合						
福島県	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	会津信用金庫	須賀川信用金庫	ひまわり信用金庫	あぶくま信用金庫	二本松信用金庫
	福島信用金庫	相双五城信用組合	いわき信用組合	会津商工信用組合	ふくしま未来農業協同組合			
茨城県	常陽銀行	筑波銀行	水戸信用金庫	結城信用金庫	茨城県信用組合	水郷つくば農業協同組合		
栃木県	足利銀行	栃木銀行	足利小山信用金庫	栃木信用金庫	鹿沼相互信用金庫	佐野信用金庫	大田原信用金庫	烏山信用金庫
群馬県	群馬銀行	東和銀行	高崎信用金庫	桐生信用金庫	アイオー信用金庫	利根郡信用金庫	館林信用金庫	北群馬信用金庫
	しのめ信用金庫	あかぎ信用組合	群馬県信用組合	群馬県医師信用組合				
埼玉県	武蔵野銀行	埼玉縣信用金庫	川口信用金庫	青木信用金庫	飯能信用金庫	埼玉県医師信用組合		
千葉県	千葉銀行	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉信用金庫	銚子信用金庫	東京ベイ信用金庫	館山信用金庫	佐原信用金庫
	房総信用組合	銚子商工信用組合	君津信用組合					
東京都	きらぼし銀行	三菱UFJ信託銀行	あおぞら銀行	東日本銀行	東京スター銀行	信金中央金庫	朝日信用金庫	さわやか信用金庫
	芝信用金庫	東京東信用金庫	東栄信用金庫	亀有信用金庫	小松川信用金庫	足立成和信用金庫	西京信用金庫	西武信用金庫
	城南信用金庫	昭和信用金庫	世田谷信用金庫	東京信用金庫	城北信用金庫	巣鴨信用金庫	青梅信用金庫	多摩信用金庫
	商工組合中央金庫	東京厚生信用組合	青和信用組合	中ノ郷信用組合	七島信用組合	大東京信用組合		
	横浜銀行	横浜信用金庫	かながわ信用金庫	湘南信用金庫	川崎信用金庫	平塚信用金庫	さがみ信用金庫	中栄信用金庫
神奈川県	中南信用金庫	神奈川県医師信用組合	相愛信用組合	さがみ農業協同組合				
新潟県	第四北越銀行	大光銀行	新潟信用金庫	長岡信用金庫	三条信用金庫	上越信用金庫	村上信用金庫	加茂信用金庫
	新潟懸信組合	興栄信用組合	はばたき信用組合	協栄信用組合	三條信用組合	巻信用組合	新潟大米信用組合	糸魚川信用組合
	新潟県信用農業協同組合連合会	えちご上越農業協同組合						
富山県	北陸銀行	富山銀行	富山第一銀行	富山信用金庫	高岡信用金庫	新湊信用金庫	いしかわ信用金庫	氷見伏木信用金庫
	砺波信用金庫	石動信用金庫	富山県医師信用組合	富山県信用組合				
石川県	北國銀行	金沢信用金庫	のと共栄信用金庫	はくさん信用金庫	興能信用金庫	金沢中央信用組合	石川県医師信用組合	石川県信用農業協同組合連合会
福井県	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	小浜信用金庫	越前信用金庫	福井県医師信用組合	福井県農業協同組合	
山梨県	山梨中央銀行	甲府信用金庫	山梨信用金庫	山梨県民信用組合	都留信用組合	山梨県信用農業協同組合連合会	フルーツ山梨農業協同組合	
長野県	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	松本信用金庫	上田信用金庫	諏訪信用金庫	飯田信用金庫	アルプス中央信用金庫
	長野県信用組合							
岐阜県	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	大垣西濃信用金庫	高山信用金庫	東濃信用金庫	関信用金庫	八幡信用金庫
	岐阜商工信用組合	岐阜県医師信用組合	飛騨信用組合					
静岡県	静岡銀行	スルガ銀行	清水銀行	静岡中央銀行	しずおか焼津信用金庫	静岡信用金庫	浜松いわた信用金庫	沼津信用金庫
	三島信用金庫	富士宮信用金庫	島田掛川信用金庫	富士信用金庫	遠州信用金庫	静岡県医師信用組合	静岡県信用農業協同組合連合会	富士伊豆農業協同組合
	とびあ浜松農業協同組合							
愛知県	愛知銀行	名古屋銀行	中京銀行	愛知信用金庫	豊橋信用金庫	岡崎信用金庫	いちい信用金庫	瀬戸信用金庫
	半田信用金庫	知多信用金庫	豊川信用金庫	豊田信用金庫	碧海信用金庫	西尾信用金庫	蒲郡信用金庫	尾西信用金庫
	中日信用金庫	東春信用金庫	愛知県信用農業協同組合連合会	海部東農業協同組合				
三重県	三十三銀行	百五銀行	北伊勢上野信用金庫	桑名三重信用金庫				
滋賀県	滋賀銀行	滋賀中央信用金庫	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀信用組合	甲賀農業協同組合		
京都府	京都銀行	京都信用金庫	京都中央信用金庫	京都北都信用金庫	京都府信用農業協同組合連合会			
大阪府	関西みらい銀行	池田泉州銀行	大阪信用金庫	大阪シティ信用金庫	大阪商工信用金庫	北おおさか信用金庫	枚方信用金庫	大同信用組合
	近畿産業信用組合	近畿労働金庫	大阪南農業協同組合	北河内農業協同組合				
	但馬銀行	みなと銀行	神戸信用金庫	姫路信用金庫	播州信用金庫	兵庫信用金庫	日新信用金庫	淡路信用金庫
兵庫県	但馬信用金庫	西兵庫信用金庫	中兵庫信用金庫	但陽信用金庫	兵庫県医療信用組合	兵庫信用組合	兵庫県信用農業協同組合連合会	兵庫六甲農業協同組合
奈良県	南都銀行	奈良信用金庫	大和信用金庫	奈良中央信用金庫	奈良県農業協同組合			
和歌山県	紀陽銀行	きのくに信用金庫	和歌山県医師信用組合					
鳥取県	鳥取銀行	鳥取信用金庫	倉吉信用金庫					
島根県	山陰合同銀行	島根銀行	日本海信用金庫	島根中央信用金庫	島根県農業協同組合			
岡山県	中国銀行	トマト銀行	おかやま信用金庫	水島信用金庫	津山信用金庫	玉島信用金庫	備北信用金庫	吉備信用金庫
	備前日生信用金庫	笠岡信用組合						
広島県	広島銀行	もみじ銀行	広島信用金庫	呉信用金庫	しまなみ信用金庫	広島みどり信用金庫	広島市信用組合	信用組合広島商銀
山口県	山口銀行	西京銀行	萩山口信用金庫	西中国信用金庫	東山口信用金庫	山口県信用組合		
徳島県	阿波銀行	徳島大正銀行	徳島信用金庫	阿南信用金庫				
香川県	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫	観音寺信用金庫	香川県信用組合			
愛媛県	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫	宇和島信用金庫	川之江信用金庫			
高知県	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫					
福岡県	福岡銀行	筑邦銀行	西日本シティ銀行	北九州銀行	福岡ひびき信用金庫	筑後信用金庫	飯塚信用金庫	遠賀信用金庫
	福岡県医師信用組合	九州労働金庫						
佐賀県	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	唐津信用金庫	佐賀信用金庫	伊万里信用金庫	九州ひぜん信用金庫	佐賀県医師信用組合	佐賀東信用組合
長崎県	十八親和銀行	たちばな信用金庫	長崎県医師信用組合					
熊本県	熊本銀行	熊本信用金庫	熊本第一信用金庫	熊本中央信用金庫	天草信用金庫	熊本県医師信用組合	熊本県信用組合	
大分県	大分銀行	豊和銀行	大分信用金庫	大分みらい信用金庫	大分県信用組合	べっぴん出農業協同組合		
宮崎県	宮崎銀行	宮崎太陽銀行	宮崎第一信用金庫	宮崎県南信用組合				
鹿児島県	鹿児島銀行	南日本銀行	鹿児島信用金庫	鹿児島相互信用金庫	奄美大島信用金庫	鹿児島興業信用組合	鹿児島県医師信用組合	奄美信用組合
	鹿児島県信用農業協同組合連合会	あいら農業協同組合						
沖縄県	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行	コザ信用金庫	沖縄県農業協同組合			
合計	425機関							

- 1 福祉貸付事業の概要
- 2 融資の対象
- 3 融資の流れ
- 4 融資限度額の計算方法
- 5 融資条件
- 6 融資条件の優遇措置一覧表
- 7 融資条件の優遇措置
- 8 定員1人(1施設)あたりの基準単価(2023年度)
- 9 協調融資制度
- 10 協調融資の覚書締結済み金融機関一覧
- 11 受託金融機関一覧
- 12 団体信用生命保険特約制度

※協調融資の覚書締結済み金融機関一覧の最新版は、当機構のホームページ <https://www.wam.go.jp/hp> をご覧ください。

	都道府県名	金融機関名 (順不同)									
1 福祉貸付 事業の概要	都市銀行	みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行	りそな銀行	埼玉りそな銀行					
	北海道	北海道銀行	北洋銀行	北海道信用金庫	室蘭信用金庫	空知信用金庫	苫小牧信用金庫	北門信用金庫	北空知信用金庫		
		日高信用金庫	渡島信用金庫	道南うみ街信用金庫	旭川信用金庫	稚内信用金庫	留萌信用金庫	北星信用金庫	帯広信用金庫		
2 融資の対象	青森県	青森銀行	みちのく銀行	東奥信用金庫	青い森信用金庫						
	岩手県	岩手銀行	東北銀行	北日本銀行	盛岡信用金庫	宮古信用金庫	一関信用金庫	花巻信用金庫	岩手県医師信用組合		
	宮城県	七十七銀行	仙台銀行	杜の都信用金庫	宮城第一信用金庫	石巻信用金庫	仙南信用金庫				
3 融資の流れ	秋田県	秋田銀行	北都銀行	秋田信用金庫							
	山形県	荘内銀行	山形銀行	きらやか銀行	山形信用金庫	米沢信用金庫	鶴岡信用金庫	山形県医師信用組合			
	福島県	東邦銀行	福島銀行	大東銀行	会津信用金庫	郡山信用金庫	白河信用金庫	須賀川信用金庫	ひまわり信用金庫		
4 融資限度額の 計算方法	茨城県	常陽銀行	筑波銀行	水戸信用金庫	茨城県信用組合						
	栃木県	群馬銀行	栃木銀行	栃木信用金庫	鹿沼相互信用金庫	大田原信用金庫					
	群馬県	群馬銀行	東和銀行	高崎信用金庫	桐生信用金庫	アイオー信用金庫	利根郡信用金庫	館林信用金庫	北群馬信用金庫		
5 融資条件	埼玉県	武蔵野銀行	埼玉縣信用金庫	川口信用金庫	青木信用金庫	飯能信用金庫	埼玉県医師信用組合				
	千葉県	千葉銀行	千葉興業銀行	京葉銀行	千葉信用金庫	銚子信用金庫	東京ベイ信用金庫	館山信用金庫	佐原信用金庫		
	東京都	きらぼし銀行	SBI新生銀行	東日本銀行	東京スター銀行	朝日信用金庫	さわやか信用金庫	東京シティ信用金庫	芝信用金庫		
6 融資条件の 優遇措置 一覧表	神奈川県	横浜銀行	神奈川銀行	横浜信用金庫	かながわ信用金庫	湘南信用金庫	川崎信用金庫	平塚信用金庫	さがみ信用金庫		
	新潟県	第四北越銀行	大光銀行	新潟信用金庫	三条信用金庫	上越信用金庫	新潟縣信用組合				
	富山県	北陸銀行	富山銀行	富山第一銀行	富山信用金庫	高岡信用金庫	にいかわ信用金庫	氷見伏木信用金庫	富山県医師信用組合		
7 融資条件の 優遇措置	石川県	北國銀行	金沢信用金庫	のと共栄信用金庫	はくさん信用金庫	興能信用金庫	石川県医師信用組合				
	福井県	福井銀行	福邦銀行	福井信用金庫	敦賀信用金庫	越前信用金庫	福井県医師信用組合				
	山梨県	山梨中央銀行	甲府信用金庫	山梨信用金庫	都留信用組合						
8 定員1人(1施設) あたりの基準単価 (2023年度)	長野県	八十二銀行	長野銀行	長野信用金庫	松本信用金庫	上田信用金庫	諏訪信用金庫	飯田信用金庫	アルプス中央信用金庫		
	岐阜県	大垣共立銀行	十六銀行	岐阜信用金庫	大垣西濃信用金庫	高山信用金庫	東濃信用金庫	関信用金庫	八幡信用金庫		
	静岡県	静岡銀行	スルガ銀行	清水銀行	静岡中央銀行	しずおか焼津信用金庫	静岡信用金庫	浜松いわた信用金庫	沼津信用金庫		
9 協調融資制度	愛知県	三島信用金庫	富士宮信用金庫	島田掛川信用金庫	富士信用金庫	遠州信用金庫	静岡県医師信用組合				
	三重県	愛知銀行	名古屋銀行	中京銀行	豊橋信用金庫	岡崎信用金庫	いちい信用金庫	瀬戸信用金庫	半田信用金庫		
	滋賀県	知多信用金庫	豊川信用金庫	豊田信用金庫	碧海信用金庫	西尾信用金庫	蒲郡信用金庫	尾西信用金庫	中日信用金庫		
10 協調融資の 覚書締結済み 金融機関一覧	京都府	東春信用金庫	愛知県医療信用組合	愛知県医師信用組合							
	大阪府	三十三銀行	百五銀行	津信用金庫	北伊勢上野信用金庫	桑名三重信用金庫					
	兵庫県	滋賀銀行	滋賀中央信用金庫	長浜信用金庫	湖東信用金庫	滋賀県信用組合					
11 受託金融機関 一覧	京都府	京都銀行	京都信用金庫	京都中央信用金庫	京都北都信用金庫						
	大阪府	関西みらい銀行	池田泉州銀行	大阪信用金庫	大阪シティ信用金庫	大阪商工信用金庫	永和信用金庫	北おおさか信用金庫	大阪府医師信用組合		
	兵庫県	但馬銀行	みなと銀行	姫路信用金庫	播州信用金庫	兵庫信用金庫	尼崎信用金庫	日新信用金庫	淡路信用金庫		
12 団体信用生命 保険特約制度	奈良県	但馬信用金庫	西兵庫信用金庫	中兵庫信用金庫	但陽信用金庫	兵庫県医療信用組合	兵庫県信用組合	淡陽信用組合			
	和歌山県	南都銀行	奈良信用金庫	大和信用金庫	奈良中央信用金庫						
	鳥取県	紀陽銀行	きのくに信用金庫	和歌山県医師信用組合							
11 受託金融機関 一覧	島根県	鳥取銀行	鳥取信用金庫	米子信用金庫	倉吉信用金庫						
	岡山県	山陰合同銀行	島根銀行	日本海信用金庫	島根中央信用金庫						
	広島県	中国銀行	トマト銀行	おかやま信用金庫	水島信用金庫	津山信用金庫	玉島信用金庫	吉備信用金庫			
12 団体信用生命 保険特約制度	山口県	広島銀行	もみじ銀行	広島信用金庫	呉信用金庫	しまなみ信用金庫	広島県信用組合				
	徳島県	山口銀行	西京銀行	西中国信用金庫							
	香川県	阿波銀行	徳島大正銀行	徳島信用金庫							
11 受託金融機関 一覧	愛媛県	百十四銀行	香川銀行	高松信用金庫	観音寺信用金庫						
	高知県	伊予銀行	愛媛銀行	愛媛信用金庫	東予信用金庫						
	福岡県	四国銀行	高知銀行	幡多信用金庫	高知信用金庫						
12 団体信用生命 保険特約制度	福岡県	福岡銀行	筑邦銀行	西日本シティ銀行	北九州銀行	福岡中央銀行	福岡ひびき信用金庫	大川信用金庫	速賀信用金庫		
	佐賀県	福岡県医師信用組合									
	長崎県	佐賀銀行	佐賀共栄銀行	唐津信用金庫	佐賀信用金庫	佐賀県医師信用組合					
11 受託金融機関 一覧	熊本県	十八親和銀行	長崎銀行	たちばな信用金庫	長崎県医師信用組合						
	大分県	肥後銀行	熊本銀行	熊本信用金庫	熊本第一信用金庫	熊本中央信用金庫	熊本県医師信用組合				
	宮崎県	大分銀行	豊和銀行	大分信用金庫	大分みらい信用金庫	大分県信用組合					
12 団体信用生命 保険特約制度	鹿児島県	宮崎銀行	宮崎太陽銀行	高鍋信用金庫							
	鹿兒島県	鹿兒島銀行	南日本銀行	鹿兒島信用金庫	鹿兒島相互信用金庫	奄美大島信用金庫	鹿兒島県医師信用組合				
	沖縄県	琉球銀行	沖縄銀行	沖縄海邦銀行	コザ信用金庫						
合計										336機関	

※受託金融機関一覧の最新版は、当機構のホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp>) をご覧ください。

●「団体信用生命保険特約制度」のご案内

団体信用生命保険特約制度とは独立行政法人福祉医療機構（以下、「機構」という。）から融資を受けた方が、その債務を全額返済しないうちに、死亡又は所定の高度障害状態になった場合に、保険契約者である公益財団法人社会福祉振興・試験センター（以下、「試験センター」という。）が、借入金の残額を機構に弁済するものです。

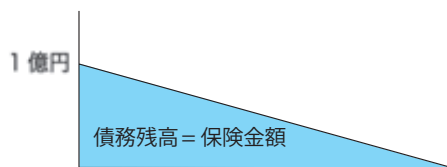
この保険制度はあくまでも任意加入ですが、お客さまにとってメリットも多く、お客さまに対するサービスのひとつとしてご案内しているものです。

返済リスクの低減にお役に立つものと思っておりますので、ぜひご加入をお勧めいたします。

【融資期間に合わせた負担で、大きな安心】

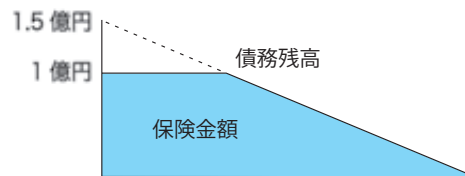
- ご融資額、ご融資期間だけを対象とする保険ですので、特約料は無駄がありません。つまり返済が進めば特約料も少なくなっていきます。
- 機構の福祉・医療貸付において個人融資又は医療法人、NPO法人、社会福祉法人（※）の連帯保証人として融資を受けられた方だけが加入できる掛け捨ての団体保険です。
- 最高保障額は1人あたり通算で1億円までです。

（例）〈借入額が1億円以内の場合〉



☆債務残高と保険金額が等しくなります。

〈借入額が1億円を超える場合〉



☆当初1億円まで保障し、それ以降債務残高が1億円以下になれば債務残高と保険金額が等しくなります。債務残高の減少に応じて保険金額が少なくなります。

【ご加入の手続きは簡単】

- 申込書類（3種類）をお渡しいたしますので、申込書類（3種類）の必要事項を必ずご本人が自筆でご記入・押印のうえ、返信用封筒で試験センターへご送付ください。

（ただし、保険金額が通算で5,000万円以上の方には別途所定の「健康診断書」を提出いただいています。）

- 機構の福祉・医療貸付において融資を受けている個人又は医療法人等の連帯保証人のうち、次の要件を満たしている方がご利用できます。

- ① 借入額または未償還元金が500万円以上であること
- ② 保障開始日現在、満20歳以上満66歳未満であること
- ③ 生命保険会社の加入の承諾があること
- ④ 以下の連帯保証人の加入資格を満たしていること（※）
 - ・ 賦払債務者である法人が信用保証協会法第20条（中小企業信用保険法第2条）に定める中小企業者に該当する常時使用する従業員（非常勤職員を除く）の数が300人以下の医療法人又は100人以下のNPO法人若しくは社会福祉法人であること
 - ・ 賦払債務者である法人の業務執行について代表権を有する者（定款等により特にその法人を代表すべき者を定めている場合はその者に限る）であること（2人以上いる場合にはそのうち1人のみとする）

< Q & A >

Q1. 団体信用生命保険特約制度と一般の生命保険とどこが違うのですか？

A1. 一般の生命保険は、ご家族の生活安定や老後のためのものですが、この団体信用生命保険特約制度は、ご遺族の方に債務を残さないためのものです。

Q2. 病気があると加入できないのですか？

A2. 傷病歴等がある方を全てお断りするものではありません。「団体信用生命保険申込書兼告知書」のご記入内容により加入の可否を決定することになりますので、ありのまま正確にご記入ください。なお、告知内容によっては、医師の診断書を提出していただくことになります。

詳細については、【団体信用生命保険特約制度】のご案内をご確認ください。

お問い合わせ先

独立行政法人 福祉医療機構 （保険契約者）

顧客業務部 顧客業務課

TEL : 03-3438-9939

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 福祉第一部 福祉第一課

TEL : 03-3486-7511

融資の相談窓口

● 直接貸付

直接貸付の対象となる融資のご相談とお申込みにつきましては、施設の開設地などによって次のとおりとなります。

●施設の開設地が東日本のお客さま

(石川県、岐阜県、三重県より東の地域)
本部 福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係

●施設の開設地が西日本のお客さま

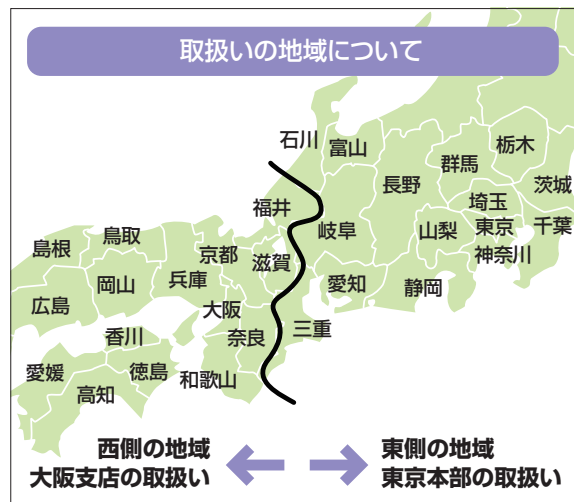
(福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域)
大阪支店 福祉審査課 融資相談係

●NPO法人のお客さま

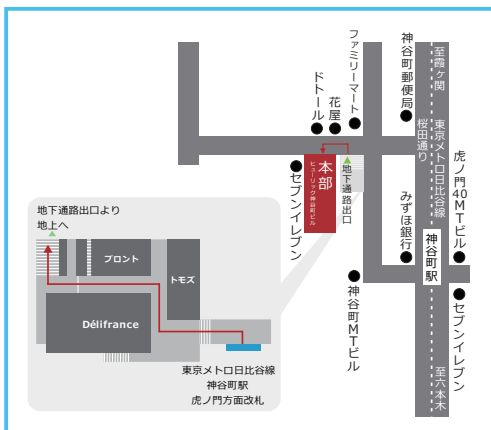
本部 NPO リソースセンター NPO 支援課

※代理貸付についてはP4を参照してください。

※病院等医療関連施設に対する融資については、別途「2023年度 医療貸付事業 融資のごあんない」をご用意しています。



本部案内図



本部

〒105-8486
東京都港区虎ノ門 4-3-13 (ヒューリック神谷町ビル9階)

◎福祉医療貸付部 福祉審査課 融資相談係

TEL (03) 3438-9298
FAX (03) 3438-0659

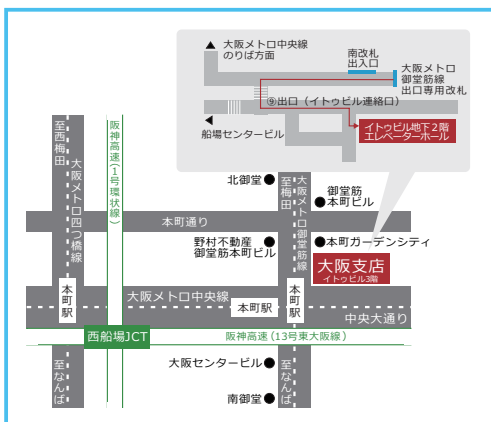
◎NPO リソースセンター NPO 支援課

TEL (03) 3438-4756
FAX (03) 3438-0218

地下鉄：東京メトロ日比谷線神谷町駅（虎ノ門方面改札）より徒歩3分

J R：新橋駅または浜松町駅よりタクシー約10分

大阪支店案内図



大阪支店

〒541-0054
大阪府大阪市中央区南本町 3-6-14 (イトゥビル3階)

◎福祉審査課 融資相談係

TEL (06) 6252-0216
FAX (06) 6252-0240

地下鉄：大阪メトロ御堂筋線・中央線本町駅下車徒歩3分（イトゥビル連絡口方面9番出口）

独立行政法人福祉医療機構ホームページアドレス
<https://www.wam.go.jp/hp>



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

鹿児島市指定避難所一覧

(令和4年4月現在)

指定避難所

指定箇所数	224箇所
-------	-------

指定避難所一覧

(中央地域 中央地区)

番号	避難所名	所在地	標高	電話番号	備考
1	城南小学校	城南町1-1	3m	225-3636	桜島爆発避難場所
2	中洲小学校	上之園町28-1	6m	253-9181	
3	松原小学校	南林寺町2-18	3m	226-2918	桜島爆発避難場所
4	山下小学校	西千石町15-5	5m	226-6285	桜島爆発避難場所
5	甲東中学校	樋之口町4-38	3m	224-7401	桜島爆発避難場所
6	鹿児島中央高校	加治屋町10-1	4m	226-1574	桜島爆発避難場所
7	甲南高校	上之園町23-1	6m	254-0175	
8	甲東福祉館	新屋敷町6-35	2m	223-2003	
9	甲南福祉館	上之園町20-15	5m	256-3771	
10	松原福祉館	松原町2-24	3m	225-5374	

(中央地域 上町地区)

番号	避難所名	所在地	標高	電話番号	備考
1	坂元台小学校	西坂元町58-2	124m	247-5515	
2	大龍小学校	大竜町11-44	10m	247-2016	桜島爆発避難場所
3	名山小学校	山下町6-43	4m	224-7126	桜島爆発避難場所
4	坂元中学校	玉里団地三丁目45-2	88m	220-5661	
5	清水中学校	稲荷町36-29	6m	247-7211	桜島爆発避難場所
6	長田中学校	小川町3-10	4m	226-3868	桜島爆発避難場所
7	鹿児島玉龍高校	池之上町20-57	7m	247-7161	桜島爆発避難場所
8	鹿児島商業高校	西坂元町58-1	120m	247-7171	
9	鹿児島東高校	東坂元三丁目28-1	167m	247-2000	
10	上町福祉館	清水町6-27	7m	247-8962	
11	坂元福祉館	東坂元二丁目6-2	146m	247-9750	
12	たてばば福祉館	下竜尾町10-30	8m	248-3900	
13	玉里団地福祉館	玉里団地一丁目79-50	68m	229-4849	
14	柳町福祉館	柳町3-22	4m	223-4433	
15	磯ビーチハウス	吉野町9684-2	3m	248-3006	
16	中央公民館	山下町5-9	5m	224-4528	桜島爆発避難場所
17	福祉コミュニティセンター	祇園之洲町1-2	5m	248-1200	
18	鹿銀行友会館体育館	坂元町1058	153m	247-6825	

(中央地域 鴨池地区)

番号	避難所名	所在地	標高	電話番号	備考
1	荒田小学校	荒田一丁目30-27	5m	253-9090	
2	宇宿小学校	宇宿四丁目21-7	8m	264-2100	
3	鴨池小学校	真砂本町59-28	3m	251-7090	(桜島爆発避難場所)
4	中郡小学校	郡元二丁目4-6	5m	253-9080	
5	西紫原小学校	紫原四丁目16-4	81m	251-8001	
6	南小学校	東郡元町13-22	3m	253-5304	(桜島爆発避難場所)
7	紫原小学校	紫原二丁目36-50	78m	251-1323	
8	八幡小学校	下荒田三丁目25-1	3m	255-5136	
9	鴨池中学校	真砂本町58-58	3m	253-9600	(桜島爆発避難場所)
10	甲南中学校	高麗町36-32	3m	254-9155	
11	天保山中学校	下荒田二丁目31-15	3m	253-9070	桜島爆発避難場所
12	西紫原中学校	西紫原町26-1	75m	252-1554	
13	紫原中学校	紫原六丁目31-19	100m	257-4554	
14	鹿児島純心女子高校	唐湊四丁目22-2	45m	254-4121	
15	鹿児島大学(第2体育館)	郡元一丁目21-24	3m	285-7111	
16	宇宿中間福祉館	宇宿七丁目14-25	12m	265-8343	
17	宇宿福祉館	宇宿一丁目56-10	3m	257-9890	
18	鴨池福祉館	鴨池二丁目19-17	3m	256-3831	
19	西紫原福祉館	紫原四丁目37-2	88m	257-1082	
20	真砂福祉館	真砂本町50-7	3m	254-5592	
21	紫原福祉館	紫原六丁目14-1	88m	255-6736	

22	八幡福祉館	下荒田二丁目7-33	3m	250-2072	
23	鴨池公民館	鴨池二丁目32-6	3m	252-5756	
24	唐湊公民館	唐湊三丁目5-6	8m	257-9813	

(中央地域 城西地区)

番号	避難所名	所在地	標高	電話番号	備考
1	草牟田小学校	城山二丁目3-1	57m	225-3625	
2	西田小学校	薬師二丁目31-1	9m	253-9151	
3	原良小学校	原良二丁目1-1	7m	253-9171	
4	明和小学校	明和二丁目1-1	106m	281-2724	
5	城西中学校	城西二丁目3-12	6m	254-9148	桜島爆発避難場所
6	鹿児島工業高校	草牟田二丁目57-1	10m	222-9205	
7	鹿児島女子高校	玉里町27-1	20m	223-8341	
8	鶴丸高校	薬師二丁目1-1	7m	251-7387	桜島爆発避難場所
9	城西福祉館	薬師二丁目41-11	10m	254-9376	
10	明和福祉館	明和一丁目27-2	102m	281-5422	
11	西原商会アリーナ (鹿児島アリーナ)	永吉一丁目30-1	9m	285-2244	
12	城西公民館	草牟田一丁目21-8	9m	224-6993	

(中央地域 武・田上地区)

番号	避難所名	所在地	標高	電話番号	備考
1	西陵小学校	西陵一丁目11-1	95m	281-4600	
2	田上小学校	田上五丁目12-1	15m	255-6105	
3	武岡小学校	武岡二丁目30-1	107m	282-0061	
4	武岡台小学校	武岡六丁目1-1	113m	281-1545	
5	武小学校	武一丁目35-31	9m	255-6136	
6	広木小学校 (校舎)	広木一丁目4-1	78m	264-7244	
7	西陵中学校	西陵五丁目13-1	98m	281-3122	
8	武岡中学校	武岡五丁目50-1	125m	281-0966	
9	武中学校	武三丁目42-1	89m	255-5171	
10	西陵福祉館	西陵六丁目10-10	102m	281-4404	
11	田上台福祉館	田上台二丁目40-2	66m	265-2955	
12	田上福祉館	田上一丁目29-9	14m	259-7557	
13	武岡福祉館	武岡五丁目3-8	117m	282-8294	
14	武福祉館	武二丁目28-7	9m	252-7320	
15	武・田上公民館	西別府町3116-127	85m	281-0698	
16	武町公民館	武一丁目12-15	8m	256-9755	
17	田上団地公民館	田上台四丁目18-1	96m	264-0231	

(谷山地域 谷山北部地区)

番号	避難所名	所在地	標高	電話番号	備考
1	皇徳寺小学校	皇徳寺台二丁目50-1	84m	265-8055	
2	桜丘西小学校	桜ヶ丘二丁目35	108m	264-6644	
3	桜丘東小学校	桜ヶ丘六丁目13	71m	264-3666	
4	清和小学校	清和三丁目7-1	7m	267-7272	
5	中山小学校	中山二丁目30-3	12m	268-2052	
6	星峯西小学校	星ヶ峯四丁目9-1	95m	265-3956	
7	星峯東小学校	星ヶ峯一丁目17-1	76m	265-7450	
8	宮川小学校	皇徳寺台四丁目26-1	108m	264-3316	
9	東谷山小学校	魚見町124-1	68m	268-5141	
10	皇徳寺中学校	皇徳寺台三丁目35-1	83m	265-6692	
11	谷山北中学校	山田町1690	17m	264-2613	
12	ラ・サール高校	小松原二丁目10-1	2m	268-3121	
13	皇徳寺福祉館	皇徳寺台二丁目2-2	56m	275-1887	
14	桜ヶ丘福祉館	桜ヶ丘五丁目34-2	89m	265-2920	
15	谷山北福祉館	山田町2034	20m	264-4816	
16	東谷山福祉館	東谷山六丁目45-18	9m	266-1059	
17	星ヶ峯福祉館	星ヶ峯二丁目26-6	90m	264-4416	
18	小松原市民館	小松原一丁目48-6	2m	267-2885	
19	JA鹿児島みらい谷山東部支店	東谷山二丁目22-23	4m	268-2261	

20	鹿児島県医療法人協会立看護専門学校	中山町878-1	18m	268-4796	
(谷山地域 谷山地区)					
番号	避難所名	所在地	標高	電話番号	備考
1	錦江台小学校	錦江台一丁目70-1	121m	261-3151	
2	錫山小中学校	下福元町9856	356m	263-2001	
3	谷山小学校	谷山中央一丁目4962	6m	268-4175	
4	西谷山小学校	西谷山四丁目22-1	9m	267-0451	
5	平川小学校	平川町3795	18m	261-2001	
6	福平小学校	平川町819-3	40m	261-6624	
7	和田小学校	和田二丁目2-10	5m	268-7731	
8	谷山中学校	谷山中央八丁目20-5	4m	268-3165	
9	福平中学校	平川町6004	54m	261-3624	
10	和田中学校	和田二丁目44-3	12m	268-8421	
11	鹿児島国際大学	坂之上八丁目34-1	93m	261-3211	
12	鹿児島キャリアデザイン専門学校 (マルチホール)	谷山中央2-4460-3	6m	263-5751	
13	坂之上福祉館	坂之上四丁目15-2	40m	261-4240	
14	谷山福祉館	谷山中央七丁目33-17	4m	266-0294	
15	西谷山福祉館	上福元町5740-2	8m	267-8351	
16	平川福祉館	平川町3511-1	31m	261-4215	
17	福平福祉館	下福元町7587-1	44m	262-2900	
18	和田福祉館	和田一丁目43-23	5m	269-8122	
19	市民体育館	坂之上二丁目21-1	5m	261-5115	
20	谷山市民会館	谷山中央三丁目383-16	3m	267-5988	
21	鹿児島医療技術専門学校	平川町5417-1	129m	261-6161	
(伊敷地域)					
番号	避難所名	所在地	標高	電話番号	備考
1	伊敷小学校	伊敷五丁目19-1	18m	229-2521	
2	伊敷台小学校	伊敷台四丁目20-1	99m	229-0181	
3	花野小学校	花野光ヶ丘一丁目1-1	106m	228-0221	
4	小山田小学校	小山田町9398	99m	238-2558	
5	玉江小学校	下伊敷一丁目35-1	12m	229-5357	
6	西伊敷小学校	西伊敷四丁目12-1	106m	220-8057	
7	皆与志小学校	皆与志町4307	121m	238-2554	
8	伊敷台福祉館	伊敷台一丁目31-8	86m	229-7882	
9	花野福祉館	花野光ヶ丘一丁目31-2	133m	228-1181	
10	西伊敷福祉館	西伊敷三丁目16-17	121m	229-5981	
11	伊敷公民館	伊敷五丁目7-40	13m	220-1866	
12	小野市民館	小野三丁目13-7	15m	229-5114	
13	かごしま健康の森公園	犬迫町825	139m	238-4650	
14	日当平住宅集会所	下伊敷二丁目21-10	23m	229-4986	
15	都市農業センター	犬迫町4705	172m	238-2666	
16	千年公民館	千年二丁目2-2	115m		
17	稲村下公民館	小山田町10503	67m		
18	蒲ヶ原公民館	小山田町328	110m		
19	中ノ甲公民館	小山田町6777-3	103m		
20	萩別府公民館	犬迫町10862	154m		
(吉野地域)					
番号	避難所名	所在地	標高	電話番号	備考
1	川上小学校	川上町322	146m	243-0576	
2	大明丘小学校	大明丘一丁目18-1	137m	243-2680	
3	吉野小学校	吉野町2472	192m	243-2581	
4	吉野東小学校	吉野町5968-1	250m	244-3881	
5	緑丘中学校	緑ヶ丘町46-1	197m	243-7320	
6	吉野中学校	吉野町3074	220m	243-2584	
7	川上福祉館	川上町17-2	145m	243-4903	
8	吉野東福祉館	吉野町5192-5	244m	243-0917	
9	吉野福祉館	吉野町2051-2	185m	243-4926	

(吉田地域)

番号	避難所名	所在地	標高	電話番号	備考
1	本名小学校	本名町3579	168m	294-2144	
2	宮小学校	宮之浦町1953	181m	294-2050	
3	吉田北中学校	西佐多町269	18m	295-2152	
4	吉田南中学校	本名町565	234m	294-2051	
5	吉田公民館	本城町1696	132m	294-2211	
6	牟礼岡校区コミュニティセンター	牟礼岡一丁目24-5	361m		
7	飯山公民館	本名町2115	228m		
8	石下谷公民館	本名町1063-3	226m		
9	後中本公民館	本名町4415	159m		
10	提水流公民館	西佐多町3362	65m		
11	宮西公民館	宮之浦町1947-20	179m		
12	牧公民館	牟礼岡二丁目30-5	353m		
13	宮東公民館	宮之浦町3160-2	170m		
14	吉水公民館	宮之浦町252-1	234m	294-2932	

(桜島地域)

番号	避難所名	所在地	標高	電話番号	備考
1	桜洲小学校	桜島小池町55	7m	293-2003	
2	桜峰小学校	桜島松浦町355	10m	293-2005	
3	黒神小学校	黒神町2561	34m	293-2101	
4	東桜島小学校	東桜島町17	35m	221-2051	
5	黒神中学校	黒神町647	39m	293-2660	
6	桜島中学校	桜島藤野町1342	15m	293-2014	
7	有村退避舎	有村町62-4	30m		
8	桜島港フェリーターミナル	桜島横山町61-4	3m	293-2525	
9	桜峰校区公民館新島分館	新島町	2m		
10	桜島支所(東桜島地区)	東桜島町863-1	44m	221-2111	
11	赤水公民館(赤水退避舎)	桜島赤水町1166	4m		
12	さくらじま白浜温泉センター	桜島白浜町1269	10m	293-4126	
13	改新交流センター	古里町262	28m		
14	赤生原公民館	桜島赤生原町173	4m		
15	小池公民館	桜島小池町29-6	3m		
16	武公民館	桜島武町344-1	3m		
17	西白浜公民館	桜島白浜町1128	3m		
18	東白浜公民館	桜島白浜町967-2	16m		
19	二俣公民館	桜島二俣町224-1	5m		
20	桜島保育園	桜島武町648	25m	293-3115	

(喜入地域)

番号	避難所名	所在地	標高	電話番号	備考
1	中名小学校	喜入中名町1079	10m	345-0252	
2	一倉小学校	喜入一倉町5335	105m	345-0451	
3	前之浜小学校	喜入前之浜町7036	2m	343-0004	
4	喜入中学校	喜入町7143	6m	345-0006	
5	喜入公民館	喜入町7000	4m	345-3751	
6	瀬々串校区公民館	喜入瀬々串町3021-3	7m	347-0174	
7	中名校区公民館	喜入中名町1122	5m	345-2153	
8	一倉校区公民館	喜入一倉町5334-1	113m	345-2000	
9	前之浜校区公民館	喜入前之浜町7023	3m	343-1118	
10	喜入園	喜入町8462	20m	345-0106	
11	星和コミュニティセンター	喜入瀬々串町604-339	120m		
12	田貫えびす館	喜入生見町2848	3m		
13	森満多目的共同施設	喜入生見町2631-4	4m		
14	古久川集落センター	喜入生見町3421	12m		

(松元地域)

番号	避難所名	所在地	標高	電話番号	備考
1	石谷小学校	石谷町1360	188m	278-1008	

2	東昌小学校	直木町4307-1	166m	278-1004	
3	春山小学校	春山町1824-2	195m	278-1003	
4	松元小学校	上谷口町956-1	108m	278-1005	
5	松元中学校	上谷口町2994-2	94m	278-1101	
6	あいハウジングアリーナ松元 (松元平野岡体育館)	上谷口町3400	143m	278-5100	
7	松元地区保健センター	上谷口町2883	94m	278-2111	
8	入佐宮農研修センター	入佐町279	165m		
9	松陽高校	福山町573	156m	278-3986	
10	春山地域公民館	春山町1020-2	189m	278-4300	
11	平田地域公民館	平田町6364-2	205m	278-2734	

(郡山地域)

番号	避難所名	所在地	標高	電話番号	備考
1	郡山小学校	郡山町2080	114m	298-2007	
2	南方小学校	川田町1415	117m	298-7012	
3	花尾小学校 (校舎)	花尾町170	152m	298-7013	
4	郡山中学校	郡山町1500	113m	298-2004	
5	郡山公民館	郡山町168	130m	298-2220	
6	郡山東部研修館	東俣町305	128m	298-8631	
7	西有里研修館	西俣町2948	137m	298-4433	
8	本岳ふれあいセンター	郡山岳町2385-1	185m	298-4921	
9	郡山体育館	東俣町1464	161m	298-8448	
10	大浦構造改善センター	郡山町4419-1	244m		
11	甲突コミュニティセンター	郡山町2572-1	123m		
12	里岳公民館	郡山岳町440-1	143m	298-3773	
13	常盤集落センター	郡山町3158	139m		
14	丸山公民館	花尾町4479-1	245m		

鹿児島市福祉避難所一覧

(令和4年4月現在)

福祉避難所

市所管施設数	8箇所
協定締結箇所数	7.8箇所

福祉避難所一覧

(令和4年4月1日現在)

番号	避難所名	所在地	標高	電話番号	備考
1	高齢者福祉センター与次郎	与次郎一丁目10-6	2m	250-3311	
2	高齢者福祉センター東桜島	東桜島町720	44m	221-2081	
3	高齢者福祉センター吉野	吉野町3275-3	208m	244-5681	
4	高齢者福祉センター谷山	西谷山一丁目1-7	5m	268-3331	
5	高齢者福祉センター伊敷	下伊敷一丁目10-3	10m	220-3700	
6	心身障害者総合福祉センター	真砂本町58-30	3m	252-7900	
7	福祉コミュニティセンター	祇園之洲町1-2	5m	248-1200	再掲
8	知的障害者福祉センター	星ヶ峯二丁目1-1	61m	264-8711	

※ 平成25年3月25日に、鹿児島市老人福祉施設協議会と「災害時における福祉避難所設置に関する協定」を締結し、新たに33カ所の民間の福祉施設（特別養護老人ホーム）を福祉避難所として使用できることとなった。

※ 平成28年2月3日に、鹿児島市知的障害施設連絡協議会と「災害時における福祉避難所設置に関する協力協定」を締結し、27カ所の民間の福祉施設を福祉避難所として使用できることとなった。

※ 平成29年3月28日に、身体障害者（児）施設を有する社会福祉法人（計6法人）と「災害時における福祉避難所設置に関する協力協定」を締結し、10カ所の民間の福祉施設を福祉避難所として使用できることとなった。

※ 令和2年3月30日に、看護専門学校・看護学校（計5校）と「災害時における妊産婦福祉避難所設置に関する協力協定」を締結し、5カ所の民間の学校施設を福祉避難所として使用できることとなった。

都市計画等に関する各種区域等の確認について

応募に関して各種区域等を確認される際には、鹿児島市ホームページの「かごしま i マップ」をご活用ください。

【防災マップ】

- 避難所
- 地震時の退避場所
- 土砂災害警戒区域等
- 洪水浸水想定区域
- 津波浸水想定区域
- 桜島関連
- 消防・防災関連施設

【都市計画マップ】

- 都市計画区域
- 区域区分（市街化区域など）
- 地域地区（用途地域など）
- 地区計画
- 都市施設（道路など）
- 市街地開発事業
- 指定既存集落区域
- 宅地造成工事規制区域
- 立地適正化計画区域（居住誘導区域、都市機能誘導区域など）

鹿児島市ホームページ掲載場所

ホーム > 市政情報 > 情報化・IT > 鹿児島市地図情報システム「かごしま i マップ」

鹿児島市地図情報システム「かごしま i マップ」

パソコン版サイト

<https://www2.wagmap.jp/kagoshima/Portal>

スマートフォン版サイト

<https://www2.wagmap.jp/kagoshima-sp/>

鹿児島市制限付き一般競争入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事に係る契約を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定により資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）の方法により行うに当たり、鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 この要綱において、制限付き一般競争入札の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、予定価格が5千万円以上の建設工事で、入札に参加する者に必要な資格を入札前に審査することが特に必要であると市長が認めるものとする。

(入札参加資格)

第3条 市長は、対象工事ごとに当該対象工事に係る制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格として、次に掲げる事項を要件とする資格を定めることができる。

- (1) 鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格者登録の有無
- (2) 対象工事の施工に必要な同種工事における建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値の点数
- (3) 鹿児島市建設工事等競争入札参加資格審査要綱（昭和56年3月1日制定）第5条に定める総合点数
- (4) 対象工事と同種の工事の施工実績
- (5) 対象工事に配置予定の主任技術者又は監理技術者の工事経歴
- (6) 事業所の所在地
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める事項

2 次条の規定による公告の日から落札決定の日までの間に、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けた者又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年4月1日制定。以下「暴力団排除対策要綱」という。）に基づく入札参加除外措置を受けた者は、当該制限付き一般競争入札に参加する資格を有しないものとする。

(公告)

第4条 市長は、制限付き一般競争入札により対象工事に係る契約を締結しようとするときは、令第167条の6第1項の規定により次に掲げる事項について公告するものとする。

- (1) 入札に付する工事名、工事場所及び工事概要
- (2) 前条の規定により定める入札参加資格
- (3) 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の交付期間及び交付場所

- (4) 入札参加資格の審査の申請方法
- (5) 入札参加資格の審査及び通知に関する事項
- (6) 設計図書その他関係書類（以下「設計図書等」という。）の閲覧に関する事項
- (7) 設計図書等に関する質問及び回答に関する事項
- (8) 入札及び開札の日時及び場所
- (9) 入札保証金に関する事項
- (10) 入札方法
- (11) 入札の無効に関する事項
- (12) その他入札に関し必要な事項

（入札参加の手続）

第5条 前条の規定により公告された制限付き一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、同条の規定による公告（以下「公告」という。）において指定された期日までに、申請書を市長に提出しなければならない。

2 入札参加希望者は、公告において、主任技術者・監理技術者配置予定届、施工実績調書その他入札参加資格の確認資料の提出を求められているときは、これらの資料を申請書とともに、市長に提出しなければならない。

（審査）

第6条 市長は、前条の規定による申請があった入札参加希望者に係る入札参加資格について審査を行うものとする。

（確認の通知）

第7条 市長は、審査の結果、入札参加資格を有することを確認した者（以下「有資格者」という。）に対しては制限付き一般競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）により、入札参加資格を有しないことを確認した者に対してはその理由を付した確認通知書により通知するものとする。

2 前項の規定により入札参加資格を有しないことの確認通知を受けた者は、その通知を受けた日から7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を含まない。）以内に市長に対して、当該確認通知書に付された理由についての説明を求めることができる。

（有資格者の入札参加資格喪失）

第8条 有資格者が、前条第1項の規定による確認通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該確認通知に係る制限付き一般競争入札に参加することができない。

- (1) 第3条第1項第1号に掲げる鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格者としての要件を満たさなくなったとき。
- (2) 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。

(3) 指名停止要綱に基づき指名停止を受けたとき、又は暴力団排除対策要綱に基づき入札参加除外措置を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により有資格者が制限付き一般競争入札に参加できない場合は、その理由を付して文書で当該有資格者に通知しなければならない。

(設計図書等の閲覧等)

第9条 入札参加希望者に対する対象工事の設計図書等の閲覧（以下「閲覧」という。）は、企画財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）において、公告の日から当該入札の日の前日までの間行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、閲覧を契約課以外の場所において行うことができる。

2 入札参加希望者が前項の設計図書等の購入を希望するときは、設計図書購入に関する申出書を申請書と同時に市長に提出しなければならない。

3 入札参加希望者が第1項の設計図書等に関して質問をしようとするときは、質問事項を記載した書面を、市長が定める日時までに契約課に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認め、公告において契約課以外の課を明記したときは、当該課に当該書面を直接提出することができる。

4 前項の質問事項に対する回答は、期間を定めて契約課及び市役所ホームページにおいて閲覧に供するものとする。

(確認通知書の提示等)

第10条 有資格者は、対象工事に係る制限付き一般競争入札の執行の際、事前に確認通知書を契約担当職員に提示しなければならない。

2 対象工事に係る制限付き一般競争入札の執行は、鹿児島市建設工事等入札執行事務処理要領（昭和55年8月4日制定）に基づいて行うものとする。

(共同企業体施工)

第11条 制限付き一般競争入札において共同企業体方式を採用する場合の手続は、鹿児島市建設工事共同企業体取扱要領（平成4年4月1日制定）に定めるところによるものとする。

(入札結果等の公表)

第12条 市長は、制限付き一般競争入札において落札者及び落札金額が決定したときは、当該入札に係る入札者名及び各入札者ごとの各回の入札金額を速やかに公表するものとする。

2 再度の入札に付し落札者が不在の場合において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項及び令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約によることとしたときは、市長は、当該契約の相手方及び金額を速やかに公表するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、対象工事に係る制限付き一般競争入札に関し必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する建設工事に係る契約について適用し、同日前に公告した建設工事に係る契約については、なお従前の例による。

(鹿児島市制限付き一般競争入札試行要綱等の廃止)

- 3 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 鹿児島市制限付き一般競争入札試行要綱（平成6年7月6日制定）

(2) 鹿児島市公募型指名競争入札試行要綱（平成6年7月6日制定）

(3) 鹿児島市建設コンサルタント業務等公募型指名競争入札試行要綱（平成6年8月23日制定）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する建設工事に係る契約について適用し、同日前に公告した建設工事に係る契約については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。